

## 基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者	ガッコウホクシン ヒロキゾウトウガクエン 学校法人 弘前城東学園							
フリガナ大学の名称	ヒロキゾウトウガクエン イガクタンキダ イガクブ 弘前医療福祉大学短期大学部							
大学本部の位置	青森県弘前市大字小比内三丁目18番地1							
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法及び学校教育法並びに建学の精神であるホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を研究教授し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。							
新設学部等の目的	(定員を変更する目的) 弘前医療福祉大学短期大学部では、「救急救命学科」の入学定員35名、収容定員105名を、令和6年4月より、入学定員40名、収容定員120名とすることを計画していることから、収容定員に係る学則変更認可申請をするものである。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	救急救命学科 [Department of Emergency Medical Technology]	3年	40 (35)	—	120 (105)	短期大学士 (救急救命学) 【Associate Degree of Emergency Medical Technology】	令和6年4月 第1年次  平成26年4月 第1年次	青森県弘前市大字小比内 三丁目18番地1  青森県弘前市大字扇町二 丁目5番
	口腔衛生学科 [Department of Oral Hygiene]	3年	30	—	90	短期大学士 (口腔衛生学) 【Associate Degree of Oral】	令和4年4月 第1年次	
	計		70 (65)	—	210 (195)			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	—							

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	—	— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	口腔衛生学科	2 (2)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	8 (8)	0 (0)	44 (45)
		救急救命学科	3 (3)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	10 (10)	2 (2)	35 (35)
		計	5 (5)	5 (5)	4 (4)	4 (4)	18 (18)	2 (2)	— (—)
	既設	なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	合計		5 (5)	5 (5)	4 (4)	4 (4)	18 (18)	2 (2)	— (—)
	教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計	
		事務職員		11 (11)		17 (17)		28 (32)	
技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
図書館専門職員		1 (1)		1 (1)		2 (2)			
その他の職員		0 (1)		5 (5)		5 (5)			
計		12 (12)		23 (23)		35 (35)			
校地等	区分	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		
	校舎敷地	— m <sup>2</sup>	25,327.89m <sup>2</sup>		— m <sup>2</sup>		25,327.89m <sup>2</sup>		
	運動場用地	— m <sup>2</sup>	8,311.51m <sup>2</sup>		— m <sup>2</sup>		8,311.51m <sup>2</sup>		
	小計	— m <sup>2</sup>	33,639.40m <sup>2</sup>		— m <sup>2</sup>		33,639.40m <sup>2</sup>		
	その他	— m <sup>2</sup>	363.69m <sup>2</sup>		— m <sup>2</sup>		363.69m <sup>2</sup>		
	合計	— m <sup>2</sup>	34,003.09m <sup>2</sup>		— m <sup>2</sup>		34,003.09m <sup>2</sup>		
校舎	専用	共用		共用する他の学校等の専用		計			
	3,516.32m <sup>2</sup> (3,516.32m <sup>2</sup> )	9,063.28m <sup>2</sup> (9,063.28m <sup>2</sup> )		4,549.10m <sup>2</sup> (4,549.10m <sup>2</sup> )		17,128.70m <sup>2</sup> (17,128.70m <sup>2</sup> )			
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設	語学学習施設			
	8室	3室	5室		1室 (補助職員 1人)	— 室 (補助職員 — 人)			
専任教員研究室	新設学部等の名称				室数				
	大学全体				15 室				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	弘前医療福祉大学と共用	
	大学全体	42,455 [2,789] (42,455 [2,789])	1,821 [68] (1,821 [68])	1,565 [15] (1,565 [15])	576 (576)	7,763 (7,763)	130 (130)		
	計	42,455 [2,789] (42,455 [2,789])	1,821 [68] (1,821 [68])	1,565 [15] (1,565 [15])	576 (576)	7,763 (7,763)	130 (130)		
図書館	面積		閲覧座席数		収納可能冊数				
	663.00m <sup>2</sup>		100		51,030				
体育館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
	714.00m <sup>2</sup>		該当なし						

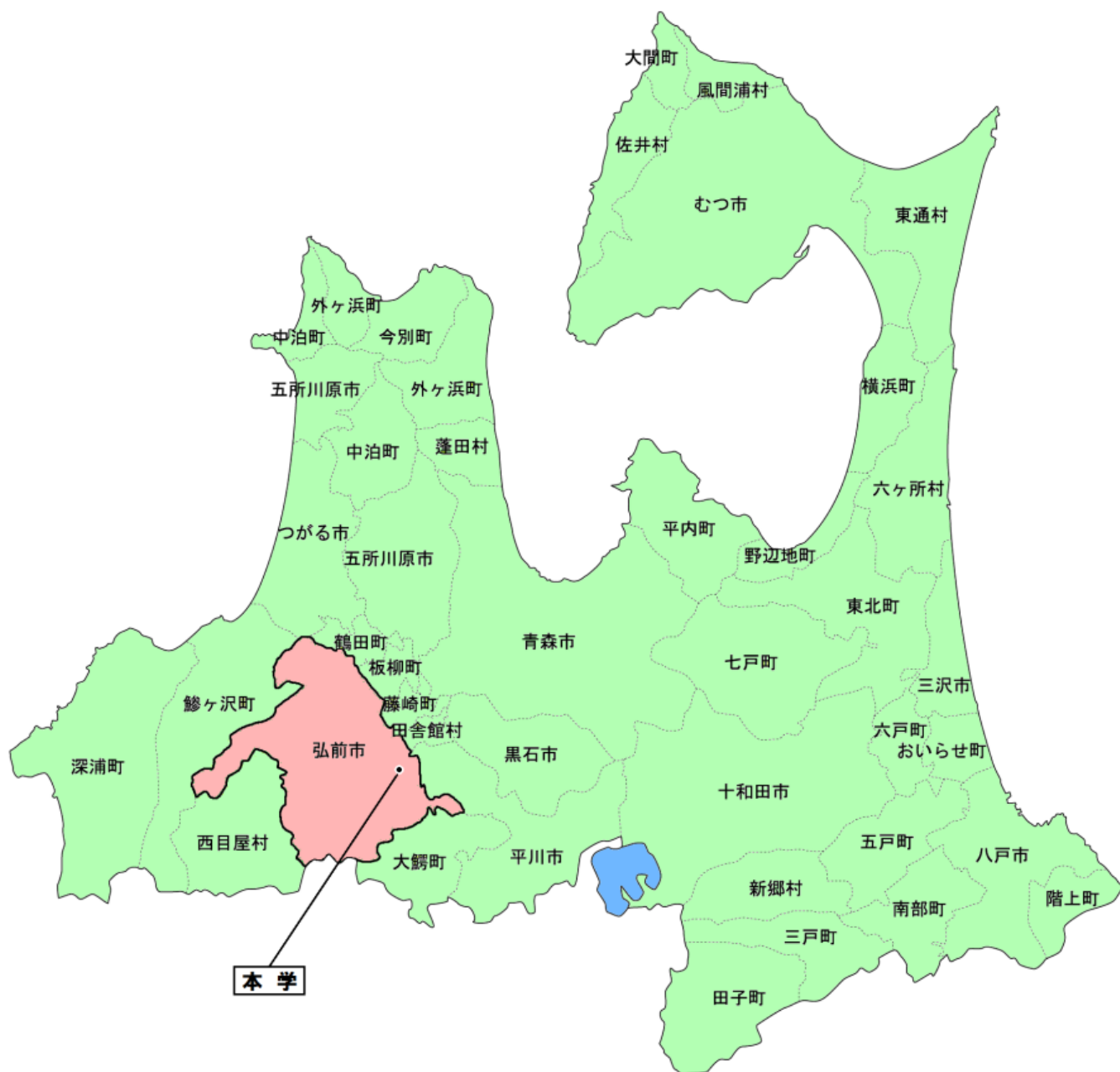
経費の積り 見及び持の 方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※図書購入費には電子ジャーナル、データベースを含む ※学生納付金は上から、救急救命学科、口腔衛生学科	
	教員1人当り研究費等		250千円	250千円	250千円	—千円	—千円	—千円		
	共同研究費等		0	0	0	—千円	—千円	—千円		
	図書購入費	14,200千円	14,200千円	14,200千円	14,200千円	—千円	—千円	—千円		
	設備購入費	16,600千円	11,800千円	11,800千円	11,800千円	—千円	—千円	—千円		
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※学生納付金は上から、救急救命学科、口腔衛生学科			
	1,440千円	1,200千円	1,320千円	—千円	—千円	—千円				
	1,090千円	920千円	970千円	—千円	—千円	—千円				
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入等								
既設大学等の 状況	大学の名称	弘前医療福祉大学短期大学部								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	救急救命学科	年	人	年次人	人		倍	平成26年度	青森県弘前市大字小比内三丁目18番地1 青森県弘前市大字扇町二丁目5番	
		3	35	—	105	短期大学士(救急救命学)	1.14			
	口腔衛生学科	3	30	—	90	短期大学士(口腔衛生学)	0.68	令和4年度		
	大学の名称	弘前医療福祉大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	保健学部	年	人	年次人	人		倍	平成21年度	青森県弘前市大字小比内三丁目18番地1	
		看護学科	4	50	—	200	学士(看護学)			1.00
		医療技術学科								1.01
作業療法学専攻		4	40	—	160	学士(作業療法学)	1.18			
言語聴覚学専攻	4	30	—	120	学士(言語聴覚学)	0.78	平成21年度			
附属施設の概要	1. 附置研究所：「弘前医療福祉大学在宅ケア研究所」 (1) 目的：在宅ケアに関する研究・実践を推進し、本学の学生及び教職員並びに専門職に従事する者に対する教育支援を行うほか、地域住民の保健・医療・福祉の向上に資することを目的とする。 (2) 所在地：青森県弘前市大字小比内三丁目18番地1 (3) 設置年月：平成31年4月 (4) 規模：面積 76.00㎡ 所員 10人(兼務 10人)									
	2. 付随事業：「在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション そら」 (1) 目的：指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を事業とする。 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。 (2) 所在地：青森県弘前市大字小比内三丁目18番地1 (3) 設置年月：令和2年4月 (4) 規模：面積 76.00㎡ 所員 6人(本務 4人、兼務 2人)									
	3. 附置研究所：「弘前医療福祉大学短期大学部地域安全防災研究所」 (1) 目的：地域の防災及び救急救命に関する研究・実践を推進し、本学の学生及び教職員並びに専門職に従事する者に対する教育支援を行うほか、地域住民の防災・医療・福祉の向上に資することを目的とする。 (2) 所在地：青森県弘前市大字扇町二丁目5番 (3) 設置年月：令和4年4月 (4) 規模：面積 42.23㎡ 所員 8人(本務 1人、兼務7人)									

学校法人弘前城東学園設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
弘前医療福祉大学				弘前医療福祉大学				
保健学部看護学科	50	—	200	保健学部看護学科	50	—	200	
医療技術学科				医療技術学科				
作業療法学専攻	40	—	160	作業療法学専攻	40	—	160	
言語聴覚学専攻	30	—	120	言語聴覚学専攻	30	—	120	
<hr/>				<hr/>				
計	120	—	480	計	120	—	480	
弘前医療福祉大学短期大学部				弘前医療福祉大学短期大学部				
救急救命学科(3年制)	35	—	105	救急救命学科(3年制)	<u>40</u>	—	<u>120</u>	定員変更 (5)
口腔衛生学科(3年制)	30	—	90	口腔衛生学科(3年制)	30	—	90	
<hr/>				<hr/>				
計	75	—	185	計	<u>70</u>	—	<u>210</u>	
別科 調理師養成・1年課程	30	—	30	別科 調理師養成・1年課程	30	—	30	
別科 介護福祉科(2年制)	30	—	60	別科 介護福祉科(2年制)	30	—	60	
<hr/>				<hr/>				
計	60	—	90	計	60	—	90	



# 都道府県内における位置関係の図面



最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



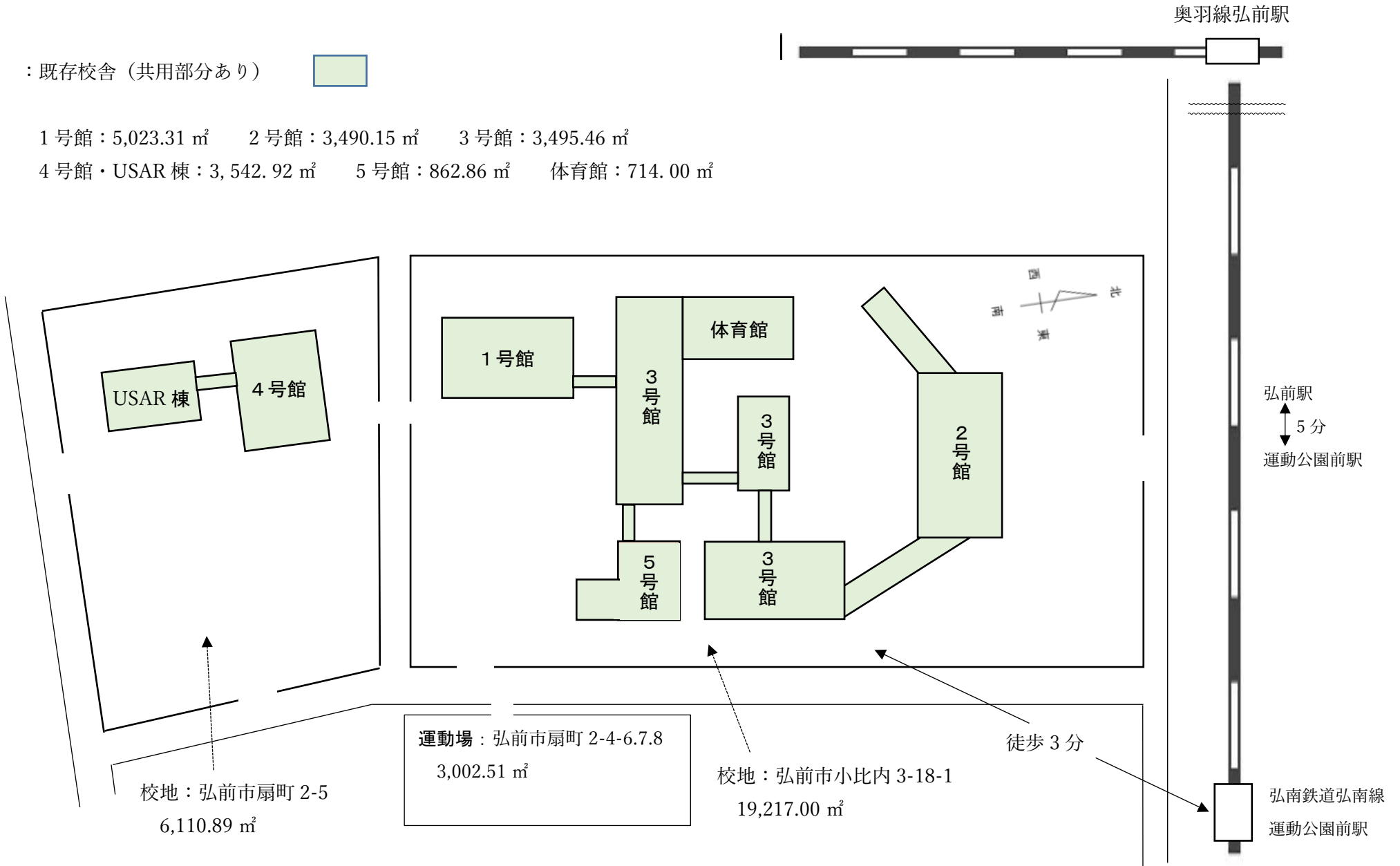
- ・青森空港から車で40分(約30km)
- ・青森市から車で1時間(約43km)
- ・JR弘前駅から車で10分(約3km)
- ・弘南鉄道弘南線運動公園前駅から徒歩3分(約250m)
- ・弘南バス「城東-安原線」で「弘前医療福祉大学前」下車(約2分)

# 校舎・運動場等の配置図

：既存校舎（共用部分あり）



1号館：5,023.31㎡    2号館：3,490.15㎡    3号館：3,495.46㎡  
 4号館・USAR棟：3,542.92㎡    5号館：862.86㎡    体育館：714.00㎡



図面-3

# (1) 学則案の全文 弘前医療福祉大学短期大学部学則

平成 14 年 4 月 1 日 制定  
最終改正 令和 5 年 5 月 29 日

## 第 1 章 目的

### (目的)

第 1 条 弘前医療福祉大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びにホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を教授研究し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

2 本学の主な教育施設を青森県弘前市大字小比内三丁目 18 番地 1 に置く。

### (教育研究上の目的)

第 2 条 本学救急救命学科における人材育成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 人間の尊厳を基盤とし、社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
- (2) 救命・救助にかかわる正しい知識と技術を身につけた人材を育成する。
- (3) 救命・救助について主体的に学び、関連職種と連携・活動できる人材を育成する。
- (4) プレホスピタルケアの先端で活躍できる救急救命士としての救急医療技術のみならず、人命捜索、要救助者の搬出・救助、観察・保護・医療処置など、多種類の救急救命シミュレーションを通して実践力を養う。

2 本学口腔衛生学科における人材育成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応できる人材。
- (2) 豊かな人間性と幅広い知識・技能を有し、高い医療倫理観を持つ人材。
- (3) 生涯研修の重要性を理解し、科学的思考力に基づいた的確な判断ができる人材。
- (4) 地域包括ケアシステムにおける多職種連携に対応できる人材。
- (5) 歯科衛生士として求められる「歯科医療における多様な診療補助技能」ばかりでなく、地域の各種口腔保健活動にも積極的に参画できる知識や協調性のある社会的態度を修得させる。

## 第 2 章 自己評価等及び情報の積極的な提供

### (自己点検・評価)

第 3 条 本学は、教育水準の向上を図り、社会的使命及び本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

### (情報の積極的な提供)

第 4 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報提供を行うものとする。

### 第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科・定員)

第5条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
救急救命学科	40 人	120 人
口腔衛生学科	30 人	90 人
計	70 人	210 人

(修業年限)

第6条 救急救命学科及び口腔衛生学科の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第7条 救急救命学科及び口腔衛生学科の学生が在学することができる年数（以下「在学年限」という。）は、6年とする。

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 前項の規定により1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業中でも必要ある場合は、授業を行うことがある。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開校記念日 4月1日
- (4) 学長が別に定める春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日

2 学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことを決定することができる。

### 第5章 入学、転科、転入学、編入学、再入学、休学、退学及び除籍

(入学時期)

第11条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、再入学の場合はこの限りではない。

(入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、本学の選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学者資格検定に合格した者を含む。)
- (7) その他、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続き)

第13条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第14条 前条の入学志願者については、学長が別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定する期日までに本学所定の書類を提出するとともに入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転科)

第16条 他学科への転科は認めない。

(転入学及び編入学)

第17条 本学への転入学、編入学については認めない。

(再入学)

第18条 本学を退学した者で、再び同一の学科に入学を希望する者について、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(休学)

第19条 疾病その他やむをえない事情により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。この場合において、疾病のため休学しようとする者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 学長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事由がある場合は、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

2 救急救命学科及び口腔衛生学科の休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 21 条 学生は、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中であっても、その事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第 22 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第 20 条に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第 6 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第 24 条 教育課程は、救急救命学科及び口腔衛生学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとし、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

(授業科目)

第 25 条 救急救命学科の授業科目は、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目に区分するものとする。

- 2 口腔衛生学科の授業科目は、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目に区分するものとする。
- 3 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。
- 4 授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表 1 のとおりとする。

(授業の方法)

第 26 条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技、又はこれらの併用により行うものとする。

(履修の方法等)

第 27 条 学生は、当該学年に履修しようとする授業科目を指定する期日までに届け出て、その登録を受けなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の基準)

第 28 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するもの。

- (1) 講義については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の認定)

第 29 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。

(試験等の受験資格)

第30条 出席時間数が、各授業科目の履修時間数のうち、3分の2に満たない者は、試験を受ける資格を有しない。

(成績の評価)

第31条 履修成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、可以上は合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、救急救命学科及び口腔衛生学科にあつては46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学して履修する場合に準用する。

3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、救急救命学科及び口腔衛生学科にあつては前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて46単位を超えないものとする。

3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学の場合を除き、本学において修得したとみなす単位数を合わせて、救急救命学科及び口腔衛生学科にあつては46単位を超えないものとする。

4 本条に関し必要な事項は、別に定める。

(海外研修制度)

第35条 海外研修制度に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第36条 救急救命学科及び口腔衛生学科の学生は、本学に3年以上在学し、別表1に掲げる授業科目を履修し、別表2に掲げる所定の単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第37条 前条に規定する卒業要件を満たした学生に対して、教授会の議を経て、学長がこれを認



定する。

(学位)

第 38 条 前条の規定により卒業を認定した者に対して、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第 39 条 本学を卒業した者は、次の資格が与えられる。

学 科	卒業後の資格
救急救命学科	救急救命士国家試験受験資格
口腔衛生学科	歯科衛生士国家試験受験資格

## 第 8 章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(納付金等)

第 40 条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び厚生費の金額は、別表 3 のとおりとする。

2 授業料及び教育充実費について、前項の規定にかかわらず、2 年次以降においては、スライド制の適用により改訂することがある。

(入学検定料、入学金及び授業料等の納入)

第 41 条 入学検定料は入学願書を提出するとき、入学金は入学手続きのときに納付するものとする。

2 授業料、教育充実費、実験実習費及び厚生費（以下「授業料等」という。）の納入は、第 3 項から第 5 項までの定めるところによるものとする。

3 授業料及び教育充実費は、年額の 2 分の 1 相当額を次の 2 期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは延納又は分納を認めることがある。

前期 学年前の 3 月

後期 9 月

4 入学前の授業料及び教育充実費については、前項の規定にかかわらず、入学手続きのときに納付することができるものとする。

5 実験実習費及び厚生費は、1 年次にあつては入学手続きのとき、2 年次又は 3 年次にあつては学年前の 3 月に納付するものとする。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料及び教育充実費)

第 42 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当期分の授業料及び教育充実費は徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(休学の場合の授業料及び教育充実費)

第 43 条 休学を許可され、又は命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料及び教育充実費（月割額に休学する月数を乗じた額）を免除する。ただし、休学した日が月の初日の場合は、当該月から授業料及び教育充実費を免除する。

(復学の場合の授業料及び教育充実費)

第 44 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料及び教育充実費（月割額にかかる月数を乗じた額）を復学した月に納付しなければならない。

(中途卒業の場合の授業料及び教育充実費)

第 45 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料及び教育充実費(月割額にかかる月数を乗じた額)を納付しなければならない。

(既納の納付金等)

第 46 条 納付した入学検定料、入学金、授業料等は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者(推薦入学者を除く。)で、入学年度の前年度の3月31日までに入学の辞退を申し出た場合には、入学検定料及び入学金を除く納付金を返付する。

第 47 条 本学において必要と認めるときは、第 40 条の規定に定めるもののほか、実験、実習に必要な費用を徴収することがある。

## 第 9 章 教職員組織

(教職員)

第 48 条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員及び労務職員を置く。

2 本学に、前項のほか、副学長、学科長、学務部長及び講師を置く。

3 本学に、前2項のほか、学長特別補佐を置くことができる。

4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

6 学長特別補佐は、学長が命ずる特別な事項を担当し、副学長とともに学長を補佐する。

7 学科長は、当該学科に関する事項の連絡調整を行い、当該学科の教授をもって充てる。

8 救急救命学科及び口腔衛生学科に学科長を補佐するための副学科長を置くことができる。

9 学務部長は、学長の命を受け、学務部に関する事項を掌握し、本学の教授をもって充てる。

10 学務部に、学務部長を補佐するため、副学務部長を置くことができる。

11 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

12 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

13 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

14 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

15 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

16 本学に学術顧問を置き、重要な事項を相談することがある。

17 本学に名誉学長、名誉教授、客員教授及び特任教授を置くことができる。

18 本条に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 教授会

(設置)

第 49 条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 別科

### (目的)

第50条 本学に別科 調理師養成・1年課程を置き、調理師としての専門知識及び技術を身につけさせることを目的とする。

2 本学に別科 介護福祉科を置き、介護福祉士としての専門知識及び技術を身につけさせることを目的とする。

### (学生定員)

第51条 別科 調理師養成・1年課程の学生定員は30名とする。

2 別科 介護福祉科の入学定員は30名とし、収容定員は60名とする。

### (修業年限及び在学年限)

第52条 別科 調理師養成・1年課程の修業年限は1年とし、在学年限は2年とする。

2 別科 介護福祉科の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

### (入学資格)

第53条 別科 調理師養成・1年課程及び別科 介護福祉科に入学することができる者は、第12条各号の一に該当し、かつ本学の入学試験に合格した者でなければならない。

### (教育課程)

第54条 別科 調理師養成・1年課程及び別科 介護福祉科の授業科目及び時間数は、別表4の教育課程表による。

### (修了の要件)

第55条 別科 調理師養成・1年課程に1年以上在学し、前条に定める教育課程に示された所定の時間数の科目を修得しなければならない。

2 別科 介護福祉科に2年以上在学し、前条に定める教育課程に示された所定の時間数の科目を修得しなければならない。

### (修了の認定)

第56条 別科 調理師養成・1年課程に1年以上在学し、所定の時間数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定し、修了証書を授与する。

2 別科 介護福祉科に2年以上在学し、所定の時間数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定し、修了証書を授与する。

### (資格の取得)

第57条 別科 調理師養成・1年課程を修了した者は、調理師の免許を住所地の都道府県知事に申請することができる。

2 別科 介護福祉科を修了した者は、介護福祉士国家試験受験資格が与えられる。

### (入学検定料、入学金及び授業料等の納入)

第58条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費、実験実習費及び厚生費は、次のとおりとする。

	別科 調理師養成・ 1年課程	別科 介護福祉科	
	1年次	1年次	2年次
入学検定料	10,000	10,000	—
入 学 金	120,000	120,000	—
授業料	480,000	500,000	500,000
教育充実費	170,000	250,000	250,000
実験実習費	100,000	30,000	100,000
厚生費	15,000	20,000	20,000
合計	895,000	930,000	870,000

(授業料及び教育充実費、実験実習費及び厚生費の納入)

第59条 授業料、教育充実費、実験実習費及び厚生費は、年額の全部を入学当初の所定の期日までに、又は年額の2分の1ずつを各学期の所定の期日までに納入しなければならない。

(その他)

第60条 別科 調理師養成・1年課程及び別科 介護福祉科の学生に関し、本章に定めるもの以外は、学則その他学生に関する規程の定めるところによる。

## 第12章 図書館

(設置)

第61条 本学に総合図書館を置く。

- 2 総合図書館に図書館長を置き、弘前医療福祉大学図書館長をもって充てる。
- 3 総合図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 附置研究所

(設置)

第61条の2 本学に地域安全防災研究所を置く。

- 2 地域安全防災研究所に関し必要な事項は、別に定める。

## 第14章 外国人留学生

(外国人留学生)

第62条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、教授会選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第15章 表彰及び懲戒

(表彰)

第63条 学生として表彰すべき行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第 64 条 本学の規則に違反し、学生としての本分に反する行為をした学生は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 第 1 項の規定は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成果の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分を著しく反した者

## 第 16 章 公開講座

(公開講座)

第 65 条 地域社会に情報を提供し、地域社会発展のため、本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 17 章 その他

(学生寮)

第 66 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の改廃)

第 67 条 この学則を改廃するときは、理事会の議を経て、理事長が行うものとする。

附則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 14 年 8 月 31 日から施行する。

附則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 19 年 2 月 25 日から施行する。

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 21 年 9 月 17 日から施行する。ただし、第 31 条の規定に定める入学金については、平成 22 年度入学者から適用し、第 32 条の規定については、平成 22 年度以降入学者から適用する。

附則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の社会福祉概論Ⅰ、社会福祉概論Ⅱ、情報処理、音楽と生活及び発達と老化の理解の配当年次は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この学則は、平成 22 年 11 月 13 日から施行する。ただし、別表 1 については、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前入学者については従前のままとする。

(経過措置)

第 27 条の規定にかかわらず、学校教育法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 8 号）のうち、「短期大学士」施行日（平成 17 年 10 月 1 日）前に本学を卒業した者については、準学士の称号が短期大学の学位とみなされる。ただし、施行日前本学を卒業した者には、「学位記」を交付することができない。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 については、平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前入学者については、なお従前の例による。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 5 月 28 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する
- 2 改正後の第 23 条別表第 1 の 1 の（2）は平成 27 年 4 月 1 日以降に 1 年次に入学した学生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、生活福祉学科介護福祉専攻、食育福祉専攻及び計の平成 28 年度収容定員は、次のとおりとする。

学 科	専 攻	収容定員
生活福祉学科	介護福祉専攻	120 人
	食育福祉専攻	50 人
計		170 人

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 31 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に 1 年次に入学した学生から適用する。
- 3 改正後の第 40 条から第 45 条、第 58 条及び第 59 条は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、介護福祉学科の令和 2 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科	収容定員
介護福祉学科	90 人

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 の 2 の (1) は平成 31 年 4 月 1 日以降に 1 年次に入学した学生から適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、救急救命学科の収容定員は、次のとおりとする。

(1) 令和 6 年度

学科	収容定員
救急救命学科	110 人

(2) 令和7年度

学科	収容定員
救急救命学科	115人



別表 1 (第 25 条関係)

1 救急救命学科

(1) 令和 4 年度入学生から適用

区 分		授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			備 考
				必修	選択	時間数	
基礎 科目	基 盤 思 考 の 科 学 的	生命科学Ⅰ	1 前	2		30	必修 3 単位
		生命科学Ⅱ	1 前	1		15	
	人 間 と 人 間 生 活	生命と医の倫理	1 前	1		15	必修 4 単位 及び 選択 8 単位以上
		コミュニケーション技術	2 後		2	30	
		心理学	1 後		2	30	
		人間と自然	1 前		2	30	
		法律学	2 後		2	30	
		経済学	2 前		2	30	
		情報処理	1 後	1		30	
		スポーツトレーニングⅠ	2 前	1		30	
		スポーツトレーニングⅡ	2 後		1	30	
		英語基礎	1 前	1		30	
		英語応用	2 前		1	30	
		ドイツ語	1 前		1	30	
		フランス語	1 後		1	30	
韓国語	2 前		1	30			
専 門 基 礎 科 目	造 と 機 能 人 体 の 構	医学概論	1 前	1		15	必修 5 単位
		解剖学	1 通	2		60	
		生理学	1 通	2		60	
	復 の 過 程 疾 病 の 成 り 立 ち と 回	臨床病理学	1 後	2		30	必修 6 単位
		薬理学	2 前	1		15	
		救急検査概論	2 前	1		15	
		法医学	2 前	1		15	
		看護学概論	2 前	1		15	
	健 康 と 社 会 保 障	公衆衛生学	1 通	2		30	必修 4 単位 及び 選択 2 単位以上
		社会福祉と社会保障Ⅰ	1 前	2		30	
		社会福祉と社会保障Ⅱ	1 後		2	30	
		認知症の理解	2 前		2	30	
		地域福祉論	2 前		2	30	

専門科目	救急医学概論	救急医学概論	1 前	2		30	必修 10 単位
		病院前救急医療概論	1 前	2		30	
		病院前救急救命処置概論	1 前	2		30	
		感染と防御	2 後	2		30	
		救急救命実践学	3 通	2		30	
	生理学 救急症候・病態	救急症候・病態生理学Ⅰ	1 前	2		30	必修 8 単位
		救急症候・病態生理学Ⅱ	1 後	2		30	
		救急症候・病態生理学Ⅲ	1 後	2		30	
		救急症候・病態生理学Ⅳ	1 後	2		30	
	疾病救急医学	疾病救急医学Ⅰ	2 前	2		30	必修 8 単位
疾病救急医学Ⅱ		2 後	2		30		
疾病救急医学Ⅲ		2 後	2		30		
疾病救急医学Ⅳ		2 後	2		30		
医学 外傷救急	外傷学Ⅰ	2 前	1		15	必修 5 単位	
	外傷学Ⅱ	2 後	2		30		
	災害医療	3 後	2		30		
障害学・環境急性中毒	急性中毒学・環境障害	3 後	2		30	必修 4 単位	
	放射線医学	3 後	2		30		
臨地実習	救急救命シミュレーションⅠ	1 通	5		150	必修 30 単位	
	救急救命シミュレーションⅡ	1 後 (2 前)	5		150		
	救急救命シミュレーションⅢ	2 通	5		150		
	救急救命シミュレーションⅣ	2 後	4		120		
	救急救命シミュレーションⅤ	3 後	1		30		
	救急救命実践演習Ⅰ	1 通	2		60		
	救急救命実践演習Ⅱ	2 通	2		60		
	救急救命実践演習Ⅲ	3 通	1		30		
	臨床実習	3 前	4		180		
	救急用自動車同乗実習	3 前	1		45		
卒業要件単位数	基礎科目から必修 7 単位および選択 8 単位以上、専門基礎科目から必修 15 単位および選択 2 単位以上、専門科目から必修 65 単位を修得し、計 97 単位以上修得すること。						

## (2) 令和元年度から令和3年度入学者に適用

区 分			授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			備 考	
					必修	選択	時間数		
基礎科目	人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	1 後		2	30	2 科目 4 単位以上	
			対話と人間関係	1 前		2	30		
			コミュニケーション技術	2 後		2	30		
			心理学	1 後		2	30		
			人間と自然	1 前		2	30		
		社会の理解	社会福祉と社会保障Ⅰ	1 前		2	30		3 科目 6 単位以上
			社会福祉と社会保障Ⅱ	1 後		2	30		
			高齢者福祉論	1 後		2	30		
			認知症の理解	2 前		2	30		
			地域福祉論	2 前		2	30		
	豊かな生活	日本語表現法	1 後		2	30	5 科目 6 単位以上		
		法律学	2 後	2		30			
		経済学	2 前		2	30			
		生活環境論	2 前		2	30			
		情報処理	1 後		1	30			
		生活の化学	1 後		2	30			
		音楽と生活	1 前		2	30			
		生活と美術	1 前		2	30			
		健康とスポーツ	1 前	1		30			
		スポーツトレーニングⅠ	2 前	1		30			
スポーツトレーニングⅡ	2 後		1	30					
外国語	英語Ⅰ	1 前	1		30	3 科目 3 単位以上			
	英語Ⅱ	2 前		1	30				
	フランス語	1 後		1	30				
	ドイツ語	1 前		1	30				
	韓国語	2 前		1	30				
専門基礎科目	基礎医学系	医学概論	1 前	2		30	8 科目 12 単位		
		健康科学概論	1 後	1		15			
		バイオエシックス	1 前	2		30			
		解剖学	1 通	2		60			

		生理学	1 通	2		60		
		微生物学	2 前	1		15		
		法医学	2 前	1		15		
		看護学概論	2 前	1		15		
専門科目	救急医学系	救急医学概論	1 前	2		30	19 科目 38 単位	
		救急処置総論	1 前	2		30		
		救急処置各論	1 後	2		30		
		環境障害・急性中毒学	3 後	2		30		
		病態と治療 I	1 後	2		30		
		病態と治療 II	1 後	2		30		
		病態と治療 III	1 後	2		30		
		救急症候・病態生理学 I	1 後	2		30		
		救急症候・病態生理学 II	2 前	2		30		
		救急症候・病態生理学 III	2 後	2		30		
		臨床検査	2 前	2		30		
		外傷学	3 後	2		30		
		災害医療	3 後	2		30		
		救急搬送論	1 前	2		30		
		疾病救急医学 I	2 後	2		30		
		疾病救急医学 II	2 後	2		30		
		疾病救急医学 III	2 後	2		30		
		感染と防御	2 後	2		30		
		放射線医学	3 後	2		30		
			救急救命シミュレーション I	1 前・後	5		150	4 科目 20 単位
			救急救命シミュレーション II	1 後・2 前	5		150	
			救急救命シミュレーション III	2 前・後	5		150	
			救急救命シミュレーション IV	2 後・3 後	5		150	
		臨床実習	3 前	4		180	1 科目 4 単位	
		救急用自動車同乗実習	3 前	1		45	1 科目 1 単位	
卒業要件単位数 基礎科目 19 単位 専門基礎科目 12 単位 専門科目 63 単位 合計 94 単位								

## (3) 平成 29 年度及び平成 30 年度入学者に適用

区 分			授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			備 考
					必修	選択	時間数	
基礎科目	人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	1 後		2	30	2 科目 4 単位以上
			対話と人間関係	1 前		2	30	
			コミュニケーション技術	2 後		1	30	
			心理学	1 後		2	30	
			人間と自然	1 前		2	30	
	社会の理解	社会福祉と社会保障 I	1 前		2	30	3 科目 6 単位以上	
		社会福祉と社会保障 II	1 後		2	30		
		高齢者福祉論	1 後		2	30		
		認知症の理解	2 前		2	30		
		地域福祉論	2 前		2	30		
		地域福祉の理論と方法	2 後		2	30		
	豊かな生活	日本語表現法	1 後		2	30	5 科目 6 単位以上	
		法律学	2 後	2		30		
		経済学	2 前		2	30		
		生活環境論	2 前		2	30		
		情報処理	1 後		1	30		
		音楽と生活	1 前		2	30		
		生活と美術	1 前		2	30		
		健康とスポーツ	1 前	1		30		
		スポーツトレーニング I	2 前	1		30		
スポーツトレーニング II	2 後		1	30				
外国語	英語 I	1 前	1		30	3 科目 3 単位以上		
	英語 II	2 前		1	30			
	フランス語	1 後		1	30			
	ドイツ語	1 前		1	30			
	韓国語	2 前		1	30			
専門基礎科目	基礎医学系	医学概論	1 前	2		30	8 科目 12 単位	
		健康科学概論	1 後	1		15		
		バイオエシックス	1 前	2		30		
		解剖学	1 通	2		60		
		生理学	1 通	2		60		
		微生物学	2 前	1		15		

		法医学	2 前	1		15		
		看護学概論	2 前	1		15		
専門科目	救急医学系	救急医学概論	1 前	2		30	19 科目 38 単位	
		救急処置総論	1 前	2		30		
		救急処置各論	1 後	2		30		
		環境障害・急性中毒学	3 後	2		30		
		病態と治療 I	1 後	2		30		
		病態と治療 II	1 後	2		30		
		病態と治療 III	1 後	2		30		
		救急症候・病態生理学 I	1 後	2		30		
		救急症候・病態生理学 II	2 前	2		30		
		救急症候・病態生理学 III	2 後	2		30		
		臨床検査	2 前	2		30		
		外傷学	3 後	2		30		
		災害医療	3 後	2		30		
		救急搬送論	1 前	2		30		
		疾病救急医学 I	2 後	2		30		
		疾病救急医学 II	2 後	2		30		
		疾病救急医学 III	2 後	2		30		
		感染と防御	2 後	2		30		
		放射線医学	3 後	2		30		
			救急救命シミュレーション I	1 前・後	5		150	4 科目 20 単位
			救急救命シミュレーション II	1 後・2 前	5		150	
			救急救命シミュレーション III	2 前・後	5		150	
			救急救命シミュレーション IV	2 後・3 後	5		150	
		臨床実習	3 前	4		180	1 科目 4 単位	
		救急用自動車同乗実習	3 前	1		45	1 科目 1 単位	
卒業要件単位数 基礎科目 19 単位 専門基礎科目 12 単位 専門科目 63 単位 合計 94 単位								

## (4) 平成 27 年度及び平成 28 年度入学者に適用

区 分			授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			備 考
					必修	選択	時間数	
基礎科目	人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	1 後		2	30	2 科目 4 単位以上
			対話と人間関係	1 前		2	30	
			コミュニケーション技術	2 後		1	30	
			心理学	1 後		2	30	
			人間と自然	1 前		2	30	
	社会の理解		社会福祉概論 I	1 前		2	30	3 科目 6 単位以上
			社会福祉概論 II	1 後		2	30	
			高齢者福祉論	2 後		2	30	
			認知症の理解	1 後		2	30	
			地域福祉論	2 後		2	30	
			地域福祉の理論と方法	2 前		2	30	
	豊かな生活		生活の教養	1 後	1		30	5 科目 5 単位以上
			法律学	2 前		2	30	
			経済学	2 前		2	30	
			生活環境論	2 前		2	30	
			情報処理	1 後		1	30	
			音楽と生活	1 前		2	30	
			生活と美術	1 前		2	30	
			健康とスポーツ	1 前	1		30	
			スポーツトレーニング I	2 前	1		30	
スポーツトレーニング II	2 後	1		30				
外国語		英語 I	1 前	1		30	3 科目 3 単位以上	
		英語 II	2 前		1	30		
		フランス語	1 前		1	30		
		ドイツ語	1 前		1	30		
		韓国語	2 前		1	30		
専門基礎科目	基礎医学系	医学概論	1 前	2		30	8 科目 12 単位	
		健康科学概論	1 後	1		15		
		バイオエシックス	1 前	2		30		
		解剖学	1 前	2		30		
		生理学	1 前	2		30		
		微生物学	2 後	1		15		

		法医学	2 前	1		15			
		看護学概論	2 前	1		15			
専門科目	救急医学系	救急医学概論	1 前	2		30	19 科目 38 単位		
		救急処置総論	1 後	2		30			
		救急処置各論	2 後	2		30			
		環境障害・急性中毒学	3 後	2		30			
		病態と治療 I	1 前	2		30			
		病態と治療 II	1 後	2		30			
		病態と治療 III	1 後	2		30			
		救急症候・病態生理学 I	2 前	2		30			
		救急症候・病態生理学 II	2 前	2		30			
		救急症候・病態生理学 III	2 前	2		30			
		臨床検査	2 前	2		30			
		外傷学	3 後	2		30			
		災害医療	3 後	2		30			
		救急搬送論	3 後	2		30			
		疾病救急医学 I	2 後	2		30			
		疾病救急医学 II	2 後	2		30			
		疾病救急医学 III	2 後	2		30			
		感染と防御	2 前	2		30			
		放射線医学	3 後	2		30			
				救急救命シミュレーション I	1 前・後	5		150	4 科目 20 単位
				救急救命シミュレーション II	1 後・2 前	5		150	
				救急救命シミュレーション III	2 前・後	5		150	
				救急救命シミュレーション IV	2 後・3 後	5		150	
		臨床実習	3 前	4		180	1 科目 4 単位		
		救急用自動車同乗実習	3 前	1		45	1 科目 1 単位		
卒業要件単位数 基礎科目 18 単位 専門基礎科目 12 単位 専門科目 63 単位 合計 93 単位									



## (5) 平成 26 年度入学者に適用

区 分			授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			備 考
					必修	選択	時間数	
基礎科目	人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	1 後		2	30	2 科目 4 単位以上
			対話と人間関係	1 前		2	30	
			コミュニケーション技術	2 後		1	30	
			心理学	1 後		2	30	
			人間と自然	1 前		2	30	
	社会の理解		社会福祉概論 I	1 前		2	30	3 科目 6 単位以上
			社会福祉概論 II	1 後		2	30	
			高齢者福祉論	2 後		2	30	
			認知症の理解	1 後		2	30	
			地域福祉論	2 後		2	30	
			地域福祉の理論と方法	2 前		2	30	
	豊かな生活		生活の教養	1 後	1		30	5 科目 5 単位以上
			法律学	2 前		2	30	
			経済学	2 前		2	30	
			生活環境論	2 前		2	30	
			情報処理	1 後		1	30	
			音楽と生活	1 前		2	30	
			生活と美術	1 前		2	30	
			健康とスポーツ	1 前	1		30	
			スポーツトレーニング I	2 前	1		30	
スポーツトレーニング II			2 後	1		30		
外国語		英語 I	1 前	1		30	3 科目 3 単位以上	
		英語 II	2 前		1	30		
		フランス語	1 前		1	30		
		ドイツ語	1 前		1	30		
		韓国語	2 前		1	30		
専門基礎科目	基礎医学系	医学概論	1 前	2		30	8 科目 12 単位	
		健康科学概論	1 後	1		15		
		バイオエシックス	1 前	2		30		
		解剖学	1 前	2		30		
		生理学	1 前	2		30		
		微生物学	2 後	1		15		

		法医学	2 前	1		15		
		看護学概論	2 前	1		15		
専門科目	救急医学系	救急医学概論	1 前	2		30	19 科目 38 単位	
		救急処置総論	1 後	2		30		
		救急処置各論	2 後	2		30		
		環境障害・急性中毒学	3 前	2		30		
		病態と治療 I	1 前	2		30		
		病態と治療 II	1 後	2		30		
		病態と治療 III	1 後	2		30		
		救急症候・病態生理学 I	2 前	2		30		
		救急症候・病態生理学 II	2 前	2		30		
		救急症候・病態生理学 III	2 前	2		30		
		臨床検査	2 前	2		30		
		外傷学	3 後	2		30		
		災害医療	3 前	2		30		
		救急搬送論	3 前	2		30		
		疾病救急医学 I	2 後	2		30		
		疾病救急医学 II	2 後	2		30		
		疾病救急医学 III	2 後	2		30		
		感染と防御	2 前	2		30		
		放射線医学	3 後	2		30		
			救急救命シミュレーション I	1 前・後	5		150	4 科目 20 単位
			救急救命シミュレーション II	1 後・2 前	5		150	
		救急救命シミュレーション III	2 前・後	5		150		
		救急救命シミュレーション IV	2 後・3 後	5		150		
		臨床実習	3 前	3		135	1 科目 3 単位	
		救急用自動車同乗実習	3 前	3		135	1 科目 3 単位	
卒業要件単位数 基礎科目 18 単位 専門基礎科目 12 単位 専門科目 64 単位 合計 94 単位								

## 2 口腔衛生学科

区 分	授業科目	配当 年次	単位数又は時間数			備 考		
			必修	選択	時間数			
基礎科目	科学的思考の 基盤	生命科学Ⅰ	1 前	2		30	2 科目 3 単位	
		生命科学Ⅱ	1 前	1		15		
	人間と生活	生命と医の倫理	1 前	1			15	必修 4 単位 及び 選択 3 単位以上
		情報処理	1 前	1			30	
		英語	1 後	1			30	
		健康とスポーツ	1 前	1			30	
		心理学	1 後		2		30	
		人間と自然	1 前		2		30	
		法律学	1 後		2		30	
		経済学	1 前		2		30	
		ドイツ語	1 前		1		30	
フランス語	1 後		1		30			
専門基礎科目	人体の構造 と機能	解剖学・組織発生学	1 前	2		30	3 科目 4 単位	
		生理学	1 前	1		15		
		栄養と代謝	1 後	1		15		
	歯・口腔の構 造と機能	歯・口腔の解剖学	1 前	2		30	3 科目 5 単位	
		歯・口腔の組織発生学	1 前	1		15		
		口腔生理学・口腔生化学	1 後	2		30		
	疾病の成り 立ち及び回 復過程の促 進	医学概論	1 前	1		15	4 科目 6 単位	
		病理学・口腔病理学	1 後	2		30		
		微生物学・口腔微生物学	1 前	2		30		
		薬理学・歯科薬理学	1 後	1		15		
	歯・口腔の健 康と予防に 関わる人間 と社会の仕 組み	公衆衛生学	1 通	2		30	5 科目 7 単位	
		口腔衛生学・地域口腔保健学	1 前	1		15		
		歯科衛生士と法制度	1 前	1		15		
		保健情報と衛生統計	1 後	1		15		
		社会保障制度と生活者の健康	2 前	2		30		
	多職種連携 入門	隣接医学	2 後	1		15	6 科目 6 単位	
		看護学概論	2 前	1		15		
		リハビリテーション論	2 前	1		15		
		言語聴覚障がい概論	2 前	1		15		

		介護技術論	2 前	1		15	
		救急医学概論	2 前	1		15	
専門科目	歯科衛生士概論	歯科衛生学総論	1 前	2		30	1 科目 2 単位
	臨床歯科医学	臨床歯科総論	1 前	1		15	9 科目 11 単位
		保存修復学・歯内療法学	1 後	1		15	
		歯周治療学	1 後	1		15	
		歯科補綴学・歯科インプラント学	2 前	2		30	
		口腔外科学・歯科麻酔学	2 前	2		30	
		小児歯科学	2 前	1		15	
		矯正歯科学	2 前	1		15	
		高齢者・障害者歯科学	2 前	1		15	
	歯科放射線学	1 後	1		15		
歯科予防処置論	歯科予防処置総論	1 前	2		30	5 科目 8 単位	
	う蝕予防処置演習	1 後	1		30		
	う蝕予防処置実習	1 後・2 前	2		60		
	歯周病予防処置演習	1 後	1		30		
歯科保健指導論	歯周病予防処置実習	1 後・2 前	2		60		
	歯科保健指導総論	1 後	2		30	6 科目 7 単位	
	歯科口腔保健指導論 I	1 後	1		15		
	歯科口腔保健指導実習 I	1 後	1		30		
	歯科口腔保健指導論 II	2 前	1		15		
	歯科口腔保健指導実習 II	2 前	1		30		
地域歯科保健活動論	2 前	1		15			
歯科診療補助論	歯科診療補助論	1 後	2		30	8 科目 9 単位	
	歯科材料管理法	1 後	1		15		
	保存修復・歯内療法診療補助	2 前	1		30		
	歯科補綴・インプラント診療補助	2 前	1		30		
	口腔外科・歯科麻酔診療補助	2 前	1		30		
	小児歯科・矯正歯科診療補助	2 前	1		30		
	高齢者・障害者歯科診療補助	2 前	1		30		
エックス線撮影診療補助	2 前	1		30			
臨地実習	臨地実習 I	2 後	8		360	3 科目	
	臨地実習 II	3 前	8		360	20 単位	
	臨地実習 III	3 通	4		180		
発展科目	多職種連携論	3 前	2		30	3 科目	

		医療連携各論	3 後	1		15	5 単位
		課題研究	3 通	2		60	
	選択必修科目	対話と人間関係	2 前		2	30	選択必修 7 単位 以上
		認知症の理解と生活支援	2 後		2	30	
		在宅ケア論	2 後		1	15	
		食支援と調理	2 後		1	30	
		災害医療・救急救命処置論	2 後		2	30	
		実践英語	2 前		1	30	
卒業要件単位数	基礎分野から必修科目 7 単位および選択科目 3 単位以上、専門基礎分野から必修科目 28 単位、専門分野から必修科目 62 単位および選択必修科目 7 単位以上を修得し、計 107 単位以上修得すること。						

別表 2 (第 36 条関係)

1 救急救命学科

(1) 令和 4 年度入学者から適用

		必修	選択
基礎科目	科学的思考の基盤	3	0
	人間と人間生活	4	8
	小計	7	8
専門基礎科目		15	2
専門科目		65	0
合計		87	10
卒業所要単位数		97 単位	

(2) 平成 29 年度から令和 3 年度入学者に適用

		必修	選択
基礎科目	人間の理解	0	4
	社会の理解	0	6
	豊かな生活	4	2
	外国語	1	2
	小計	5	14
専門基礎科目		12	0
専門科目		63	0
合計		80	14
卒業所要単位数		94 単位	

(3) 平成 27 年度及び平成 28 年度入学者に適用

		必修	選択
基礎科目	人間の理解	0	4
	社会の理解	0	6
	豊かな生活	4	1
	外国語	1	2
	小計	5	13
専門基礎科目		12	0
専門科目		63	0
合計		80	13
卒業所要単位数		93 単位	

## (4) 平成 26 年度入学者に適用

		必 修	選 択
基 礎 科 目	人間の理解	0	4
	社会の理解	0	6
	豊かな生活	4	1
	外国語	1	2
	小 計	5	13
専門基礎科目		12	0
専門科目		64	0
合 計		81	13
卒業所要単位数		94 単位	

## 2 口腔衛生学科

		必 修	選 択
基 礎 科 目	科学的思考の基盤	3	0
	人間と生活	4	3
専門基礎科目		28	0
専門科目 (選択必修科目含む)		62	7
合 計		97	10
卒業所要単位数		107 単位	

別表3（第40条関係）

学生納付金（弘前医療福祉大学短期大学部）

1 救急救命学科

（単位：円）

		救急救命学科		
		1年次	2年次	3年次
入学検定料		30,000	—	—
入学金		220,000	—	—
授業料等	授業料	800,000	800,000	800,000
	教育充実費	300,000	300,000	300,000
	実験実習費	100,000	100,000	200,000
	厚生費	20,000	20,000	20,000
	計	1,470,000	1,220,000	1,320,000

備考1 再受験における入学検定料は5,000円とする。

2 口腔衛生学科

（単位：円）

		口腔衛生学科		
		1年次	2年次	3年次
入学検定料		30,000	—	—
入学金		220,000	—	—
授業料等	授業料	500,000	500,000	500,000
	教育充実費	300,000	300,000	300,000
	実験実習費	50,000	100,000	150,000
	厚生費	20,000	20,000	20,000
	計	1,120,000	920,000	970,000

備考1 再受験における入学検定料は5,000円とする。



別表 4 (第 54 条関係)

## 1 別科 調理師養成・1年課程

## (1) 令和 4 年度以降入学生から適用

区分		授業科目	開講 時期	必修 選択	時間数	備 考
専 門 科 目	食生活と健康	調理師の役割と食生活	前期	必修	30	
		健康づくりと食育	後期	必修	30	
		労働・環境と健康	後期	必修	30	
	食品と栄養の特性	栄養素の機能と健康	前期	必修	30	
		栄養素の消化と吸収	後期	必修	30	
		対象別栄養学	後期	必修	30	
		食品の特徴と性質Ⅰ	前期	必修	30	
		食品の特徴と性質Ⅱ	後期	必修	30	
	食品の安全と衛生	食の安全と衛生Ⅰ	前期	必修	30	
		食の安全と衛生Ⅱ	前期	必修	30	
		食品と健康危害	後期	必修	30	
		食品安全対策	後期	必修	30	
		食品衛生学実習	後期	必修	30	
	調理理論と食文化概論	調理の基本と調理科学	前期	必修	30	
		調理施設・設備と器具の特徴	後期	必修	30	
		日本料理の特徴と理論	前期	必修	30	
		西洋料理の特徴と理論	前期	必修	30	
		中国料理の特徴と理論	前期	必修	30	
		食と文化	前期	必修	30	
	調理実習	調理実習Ⅰ	前期	必修	180	
		調理実習Ⅱ	後期	必修	120	
総合調理実習	実務実習	後期	必修	40		
	集団調理実習	後期	必修	50		
小 計					960 時間	
その他の科目	基礎調理技術Ⅰ	前期	必修	60		
	基礎調理技術Ⅱ	後期	必修	60		
	カフェ・スイーツ実習	後期	必修	30		
	食育インストラクター	後期	必修	30		
	小 計					180 時間
合 計					1,140 時間	

## (2) 平成 30 年度から令和 3 年度入学生に適用

区分		授業科目	開講 時期	必修 選択	時間数	備 考
専 門 科 目	食生活と健康	調理師の役割と食生活	前期	必修	30	
		健康づくりと食育	後期	必修	30	
		労働・環境と健康	後期	必修	30	
	食品と栄養の特性	栄養素の機能と健康	前期	必修	30	
		栄養素の消化と吸収	後期	必修	30	
		対象別栄養学	後期	必修	30	
		食品の特徴と性質Ⅰ	前期	必修	30	
		食品の特徴と性質Ⅱ	後期	必修	30	
	食品の安全と衛生	食の安全と衛生Ⅰ	前期	必修	30	
		食の安全と衛生Ⅱ	前期	必修	30	
		食品と健康危害	後期	必修	30	
		食品安全対策	後期	必修	30	
		食品衛生学実習	後期	必修	30	
	調理理論と食文化概論	調理の基本と調理科学	前期	必修	30	
		調理施設・設備と器具の特徴	後期	必修	30	
日本料理の特徴と理論		前期	必修	30		
西洋料理の特徴と理論		前期	必修	30		
中国料理の特徴と理論		前期	必修	30		
食と文化		前期	必修	30		
調理実習	調理実習Ⅰ	前期	必修	180		
	調理実習Ⅱ	後期	必修	120		
総合調理実習	校外実習	後期	必修	60		
	集団調理実習	後期	必修	30		
小 計					960 時間	
その他の科目	基礎調理技術Ⅰ	前期	必修	60		
	基礎調理技術Ⅱ	後期	必修	60		
	カフェ・スイーツ実習	後期	必修	30		
	フードビジネス論	後期	必修	30		
	小 計					180 時間
合 計					1, 140 時間	

## 2 別科 介護福祉科

区 分		授業科目	配当 年次	必修 選択	時間数	備 考
専 門 科 目	人 間 と 社 会	人間の尊厳と自立	1 後	必修	30	
		対話と人間関係	1 前	必修	30	
		チームマネジメント	2 後	必修	30	
		社会福祉概論	1 前	必修	30	
		社会保障論	1 後	必修	30	
		家政学 I	1 前	必修	30	
		家政学 II	1 後	必修	30	
		情報処理	1 後	必修	30	
	介 護	介護の基本 I	1 通	必修	90	
		介護の基本 II	2 通	必修	90	
		コミュニケーション技術 I	1 前	必修	30	
		コミュニケーション技術 II	2 後	必修	30	
		生活支援技術 I	1 前	必修	60	
		生活支援技術 II	1 後	必修	60	
		生活支援技術 III	2 通	必修	60	
		生活支援技術 IV	2 通	必修	60	
		生活支援技術 V	2 通	必修	60	
		介護過程 I	1 後	必修	30	
		介護過程 II	2 前	必修	30	
		介護過程 III	2 前	必修	30	
		介護過程 IV	2 後	必修	30	
		介護過程 V	2 後	必修	30	
		介護総合演習 I	1 前	必修	30	
		介護総合演習 II	1 後	必修	30	
		介護総合演習 III	2 前	必修	30	
		介護総合演習 IV	2 後	必修	30	
		介護実習 I	1 後	必修	90	
		介護実習 II	2 前	必修	180	
		介護実習 III	2 後	必修	180	
	く だ と こ み の か こ ら ろ	こころとからだのしくみ I	1 前	必修	60	
		こころとからだのしくみ II	1 後	必修	60	

		発達と老化の理解 I	2 前	必修	30	
		発達と老化の理解 II	2 後	必修	30	
		認知症の理解 I	1 後	必修	30	
		認知症の理解 II	2 前	必修	30	
		障害の理解 I	2 前	必修	30	
		障害の理解 II	2 後	必修	30	
	医療的 ケア	医療的ケア I	1 後	必修	25	
		医療的ケア II	2 前	必修	25	
		医療的ケア III	2 後	必修	30	
小 計					1,880 時間	
その他		基礎教養講座	1 通	必修	60	
		国家試験対策講座	1 後・2 通	必修	60	
小 計					120 時間	
合 計					2,000 時間	

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### ア 学則変更（収容定員変更）の内容

弘前医療福祉大学短期大学部「救急救命学科」では令和6年4月より、入学定員を5人増の40人、収容定員を120人として計画しているため、収容定員に係る学則変更認可申請をするものである。

#### 変更点

変更前（令和5年度）		
弘前医療福祉大学短期大学部		
救急救命学科（3年制）	入学定員 35人	収容定員 105人
口腔衛生学科（3年制）	入学定員 30人	収容定員 90人
<hr/>		
計	入学定員 65人	収容定員 195人

変更後（令和6年度）		
弘前医療福祉大学短期大学部		
救急救命学科（3年制）	入学定員 <u>40</u> 人	収容定員 <u>120</u> 人（令和6年4月から）
口腔衛生学科（3年制）	入学定員 30人	収容定員 90人（変更なし）
<hr/>		
計	入学定員 <u>70</u> 人	収容定員 <u>210</u> 人

## イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

弘前医療福祉大学短期大学部「救急救命学科」は平成 26（2014）年 4 月開設以来、建学の精神である「ホスピタリティー精神（厚遇と慈愛、思いやり）」を基盤とし、地域を支える人材としてニーズの高い「救急救命士」養成を進めてきており、令和 5（2023）年 3 月までに計 253 名の卒業生を各消防本部、自衛隊、民間救急事業者、医療機関等に送り出している【資料 1】。激変する現代社会において、人々が安全・安心に生活することができるよう、地域のセーフティネットの一翼を担い、地域ニーズに即したマンパワーの充実に寄与してきた。

学科開設以後、とくに、開設から 10 年目となる昨今では、青森県内を中心に志願者が一定数あり、過去 5 か年における志願者数に占める入学者の割合（平均）は 1.46 倍という水準で推移しており、どの年度においても実際の入学者数が入学定員（35 名）を上回る人数（平均 42.2 名）となっている【資料 2】。また、入学者選抜試験の結果を見ると合格者と不合格者の成績は拮抗しており、成績が合格圏内にありながら入学定員の関係で入学することができず、首都圏などの県外他学に進路変更を余儀なくされる学生が毎年いることから、入学定員は確保できるものと予測される。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に当該事案での救急搬送が激増したり、人員不足による救急隊員の過重労働が問題となったり、あるいは、自然災害等による出動件数も増加していることが挙げられる。

さらに、令和 3（2021）年「救急救命士法」改正により、これまで医療機関に到着するまでの搬送途上に限られていた救急救命士の業務の場が拡大され、医療機関の中においても、救急救命処置の実施を業務として行うことが可能となったことを受け、今後、病院への就職が増加することが予測される。

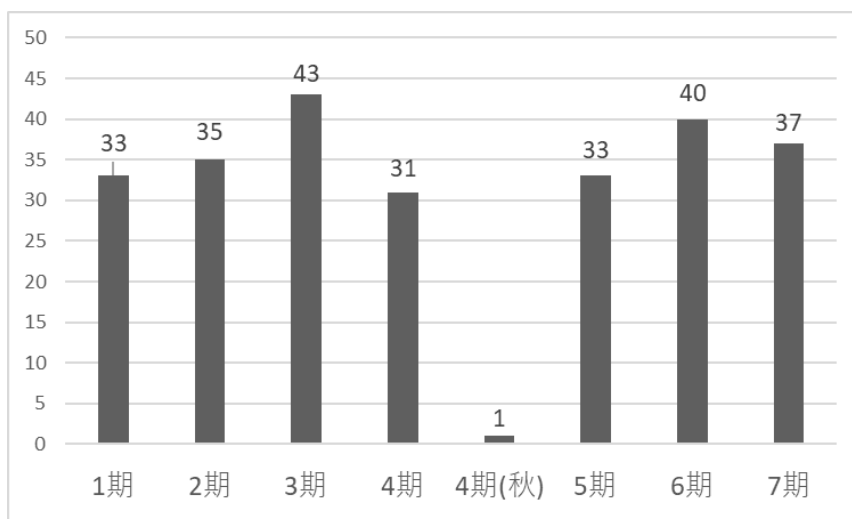
このような背景にあって、より安定した救急医療体制の構築ならびに救急医療の提供のためには、救急救命士の担う役割は大きく、その数的充足にはさらなる救急救命士の養成が必要となる。以上のことから、入学定員を 35 名から 40 名に増やすことにより、地域医療の向上に貢献していきたい。

## ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

今般、「救急救命学科」に係る教育課程等の変更はないことから、定員変更前の教育課程、教育方法、履修指導方法、教員組織および施設・設備と比較して、同等以上の内容が担保されていることについては、特に問題はない。

【資料 1】 第 1 期生～第 7 期生間における救急救命学科卒業生数の推移

期	1	2	3	4	4(秋)	5	6	7	計
卒業生数 (人)	33	35	43	31	1	33	40	37	253



【資料 2】 過去 5 年における救急救命学科入学者数の推移

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	平均
志願者数	46	48	48	72	95	61.8
入学者数	42	40	41	45	43	42.2
実質倍率	1.1	1.2	1.2	1.6	2.2	1.46



【資料3】教育課程等の概要

別記様式第2号（その2の1）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

教育課程等の概要															
(救急救命学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基礎科目	科学的 思考の 基盤	生命科学Ⅰ	1前	2			○								兼1
		生命科学Ⅱ	1前	1			○								兼1
	人間と人間生活	生命と医の倫理	1前	1			○								兼1
		コミュニケーション技術	2後		2		○					1			
		心理学	1後		2		○			1					
		人間と自然	1前		2		○								兼1
		法律学	2後		2		○								兼1
		経済学	2前		2		○								兼1
		情報処理	1後	1				○							兼1
		スポーツトレーニングⅠ	2前	1				○							兼1
		スポーツトレーニングⅡ	2後		1			○							兼1
		英語基礎	1前	1				○							兼1
		英語応用	2前		1			○							兼1
		ドイツ語	1前		1			○							兼1
		フランス語	1後		1			○							兼1
		韓国語	2前		1			○							兼1
小計（16科目）		—	7	15	0	—			1	0	1	0	0	兼12	
専門基礎科目	人体の機能構造	医学概論	1前	1			○							兼1	
		解剖学	1通	2			○							兼1	
		生理学	1通	2			○							兼1	
	疾患の成り立ちと回復の過程	臨床病理学	1後	2			○							兼1	
		薬理学	2前	1			○							兼1	
		救急検査概論	2前	1			○							兼3 オムニバス	
		法医学	2前	1			○							兼1	
		看護学概論	2前	1			○					1			
	健康と社会保障	公衆衛生学	1通	2			○							兼1	
		社会福祉と社会保障Ⅰ	1前	2			○				1				
		社会福祉と社会保障Ⅱ	1後		2		○				1				
		認知症の理解	2前		2		○			1				兼1	
	地域福祉論	2前		2		○				1					
小計（13科目）		—	15	6	0	—			1	1	1	0	0	兼11	

【資料3】教育課程等の概要

専門科目	救急医学概論	救急医学概論	1後	2			○				1							兼1		
		病院前救急医療概論	1前	2			○				1								兼2	オムニバス
		病院前救急救命処置概論	1前	2			○				1									
		感染と防御	2後	2			○													
		救急救命実践学	3通	2			○				1									
	救急症候学・病態	救急症候・病態生理学Ⅰ	1前	2			○					1								
		救急症候・病態生理学Ⅱ	1後	2			○						1							
		救急症候・病態生理学Ⅲ	1後	2			○						1							
		救急症候・病態生理学Ⅳ	1後	2			○													兼1
	疾病救急医学	疾病救急医学Ⅰ	2前	2			○					1								
		疾病救急医学Ⅱ	2後	2			○						1							
		疾病救急医学Ⅲ	2後	2			○							1						兼1
		疾病救急医学Ⅳ	2後	2			○								1					兼1
	外傷学救急医	外傷学Ⅰ	2前	1			○													
		外傷学Ⅱ	2後	2			○					1								
		災害医療	3後	2			○							1						兼2
	環境障害学・急性中毒学	急性中毒学・環境障害	3後	2			○							1						
		放射線医学	3後	2			○													兼2
	臨地実習	救急救命シミュレーションⅠ	1通	5				○			1	2	3							オムニバス・共同(一部)
		救急救命シミュレーションⅡ	1後・2前	5				○			1									兼2
		救急救命シミュレーションⅢ	2通	5				○			1	2	3							オムニバス
		救急救命シミュレーションⅣ	2後	4				○			1	2	3							オムニバス
		救急救命シミュレーションⅤ	3後	1				○			1	2	3							オムニバス
		救急救命実践演習Ⅰ	1通	2				○			1	2	3							オムニバス
		救急救命実践演習Ⅱ	2通	2				○			1	2	3							オムニバス
		救急救命実践演習Ⅲ	3通	1				○			1	2	3							オムニバス
		臨床実習	3前	4					○		1	2	3							
		救急用自動車同乗実習	3前	1					○		1	2	3							
小計(28科目)		—	65	0	0		—			1	2	3	0	0					兼12	
合計(57科目)		—	87	21	0		—			3	3	4	0	0					兼35	
学位又は称号		短期大学士(救急救命学)			学位又は学科の分野				保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)											
卒業要件及び履修方法										授業期間等										
基礎科目から必修7単位および選択8単位以上、専門基礎科目から必修15単位および選択2単位以上、専門科目から必修65単位を修得し、計97単位以上修得すること。										1学年の学期区分					2期					
										1学期の授業期間					15週					
										1時限の授業時間					90分					

## 学生確保の見通し等を記載した書類

### (1) 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### ア 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

弘前医療福祉大学短期大学部は、救急救命学科と口腔衛生学科、さらに別科 調理師養成・1年課程と別科 介護福祉科で構成され、入学定員は救急救命学科が35名、口腔衛生学科が30名、別科 調理師養成・1年課程が30名、別科 介護福祉科が30名である。2022年に附属「地域安全防災研究所」を附置し、地域安全（防災・減災・縮災・救急救命）に関する研究・実践を推進し、本学の学生及び教職員並びに専門職に従事する者に対する教育支援を行うほか、地域住民に対し地域安全に関する啓蒙活動を行い、地域安全の向上に資するよう活動を展開している。

弘前医療福祉大学保健学部は、看護学科と医療技術学科作業療法学専攻及び言語聴覚学専攻の2学科2専攻として2009年に開学し、入学定員は看護学科が50名、医療技術学科作業療法学専攻が40名、言語聴覚学専攻が30名である。2019年に附属在宅ケア研究所を附置し、その後、2020年に在宅ケア研究所附属訪問看護リハビリステーション「そら」を開設しており、医療専門職の養成教育に加えて、地域住民の保健・医療・福祉の向上に資する研究と実践を推進するとともに、研究や実践で得られた知見を教育に還元できるよう事業報告書を毎年公表している。

#### イ 地域・社会的動向等の現状把握・分析

内閣府の「令和4年版高齢社会白書」<sup>1)</sup>によると、日本の高齢化率は2021年10月1日現在で28.9%になっており、総人口に占める75歳以上の割合は14.9%である。今後も高齢化率は上昇すると予想され、医療や介護の需要がさらに増加するとされている。そのため、厚生労働省では団塊の世代が75歳を迎える2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している<sup>2)</sup>。地域包括ケアシステムは、各地域の高齢化率や医療提供体制、交通機関や気候など、地域の特性・実状に応じた体制の構築が重要となることから、市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づきながら作り上げていくことが必要である。

青森県は本州の最北端に位置しており、東西と北の三方は海に面し、奥羽山脈や白神山など自然豊かな県である。また、市町村は40あり、青森県企画政策部「令和2年 青森県の人口」<sup>3)</sup>によると、人口の半数が青森市、弘前市、八戸市の3市に居住しており、人口は昭和58年をピークとして減少に転じ、令和2年には1,230,715人と推計されている。「令和2年 国勢調査人口等基本集計結果 青森県の人口、世帯、居住の状況」<sup>4)</sup>によると、平成12年から令和2年までの一般世帯数に大きな変化はないものの、1世帯3人以上の世帯が減

少し1人又は2人暮らしの世帯数が増加している。「令和4年版高齢社会白書」<sup>5)</sup>の地域別に見た高齢化率では、青森県の高齢化率は2045年に46.8%となると推計されており、秋田県に次ぐ高い高齢化率となる。さらに、「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン2020年改定版」<sup>6)</sup>によると、青森県の高齢者1人当たりの生産年齢人口（現役世代）は、2010年が2.39人であったのに対して2050年には1.08人まで減少すると推計されている。つまり、高齢者1人を1人の現役世代が支えていく必要が生じる。

他方、「青森県脳卒中・心血管病対策推進計画」<sup>7)</sup>によると、介護が必要となった主な原因で上位を占める脳卒中の推計患者数は、人口10万人あたり2,140人であり、全国の880人を大きく上回っている。このため、急性期、回復期、維持期・生活期に応じた切れ目のない医療提供体制の整備として、病期・疾患に応じた専門的な診療体制、再発予防の体制、病期に応じたリハビリテーション体制、患者の状態に応じた緩和ケア推進、在宅療養が可能な体制などの充実が推進されている。加えて、循環器病患者等を支える環境づくりとしては、在宅医療・介護連携の促進、より良い支援のための体制の充実が求められており、青森県民をはじめ、医療・保健・福祉領域及び市町村の関係者がそれぞれの役割に応じた主体的な連携・支援体制の構築が重要となっている。

本学が所在する弘前市は、「第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」<sup>8)</sup>によると2025年には高齢化率が34.3%になると推計されており、地域包括支援センターの体制強化、在宅医療と介護の連携推進、介護予防と自立支援、通いの場や生きがいつくりなどの生活支援の充実や地域づくりが推進されている。

また、医療法に基づき、都道府県が、がんや脳卒中など健康の保持にとって、特に重要な疾病や救急医療、災害時における医療などの医療連携体制及び治療・予防に関する事業、また、基準病床数、医療従事者の確保などに関する事項を定め、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための「青森県保健医療計画」<sup>9)</sup>においては、多様な救急搬送体制として、傷病者の搬送に係る消防機関と医療機関との連携体制の構築とこれらの体制の維持が必要であることがうたわれている。

このような地域の実情に対して、地域住民や地域の特性を分析し、多様化・複雑化するニーズを捉え、地域に暮らす人々の健康問題を解決するための人材育成は急務である。

## ウ 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

我が国の少子高齢化は一段と加速し、総務省統計局の発表では2022年9月15日現在推計<sup>10)</sup>で日本の高齢化率が29.1%と過去最高となり、世界で最も高齢者人口の割合が高い国となった。「令和4年版高齢社会白書」<sup>5)</sup>によると、青森県の高齢化率は全国平均を上回りながら上昇を続け、人口動態における自然減と社会減も加わり2045年には青森県の高齢化率が46.8%となり、全国第2位の高さになることが推計されている。そのため、今後ますます医療・介護サービスの需要が増加すると予想され、地域の特性や実状に応じて健康に関する諸問題に対して包括的なケアを提供できる体制の構築が急務である。また、高齢者はフ

レイルの進行、慢性疾患の保有、多医療機関の受診、要支援・要介護の状態悪化など様々な健康問題を有することから、一次予防から三次予防まで幅広く捉え、保健、医療と介護のそれぞれのニーズを満たすことができる支援が必要である。

総務省消防庁のまとめでは、令和4年中の救急自動車による救急出動件数は722万9,838件（対前年比103万6,257件増、16.7%増）、搬送人員は621万6,909人（対前年比72万5,165人増、13.2%増）で救急出動件数、搬送人員ともに増加しており過去最多を記録している<sup>11)</sup>。年齢区分別の搬送人員調べでは、65歳以上の高齢者の搬送が近年増加し続けており、令和4年中における高齢者の搬送人員は386万2,874人と、搬送人員全体の実に62.1%を占めている<sup>11)</sup>。このような救急出動件数の増加、高齢者の搬送人員の増加は、我が国の高齢化という社会構造を反映した結果であり、将来にわたり増加傾向にあることは疑いの余地がない。そのため救急救命士は今後、単に事故による外傷や緊急の急病人を搬送するといった従来の救急業務のほかに、日常の福祉行政を支える地域包括ケアシステムの一員としての役割が期待されている。

こうした状況下、弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科は、ホスピタリティー精神を基盤とし、救急救命・救助に関わる教育と研究を通して教育・研究の成果を地域に還元するとともに、救急救命・救助技術に関わる総合的な実践教育を推進することにより、人々の生命を守る救急救命士の養成をもって、地域社会並びに人々の幸福に貢献することのできる人材養成を目指してきた。

今般の入学定員増の認可申請は、2013年の学科開設時に入学定員設定の根拠としていた、消防に採用する職員としての救急救命士の採用ニーズから算出した人数だけでは充足できていない点に加え、これまでの10年間には、救急救命士法の一部改正による医療機関への職域拡大等、さらなる養成ニーズが出てきたことによるものであり、5名の増員は適正な人数であると考えている。

## エ 学生確保の見通し

### A. 学生確保の見通しの調査結果

総務省消防庁令和4年版救急救助の現況によれば、消防における救急出動件数及び搬送人員は、令和2（2020）年に一度は減少したものの、再び増加傾向に転じており、今後も増えることが予測される【資料1】。それに伴い、救急救命士の数も年々増え【資料2】、運用救急救命士数・救急救命士運用隊数も救急救命士の数と同様に年々増えており、今後も増えることが予測される【資料3】。

救急救命士は国家資格であり、救急救命士でなければ実施できない救急救命処置（乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、器具を用いた気道確保、薬剤投与、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与など）がある。そのため、救急車に救急救命士を搭乗させることが求められていることから、救急救命士の存在は不可欠である（救急業務実施基準第6条）【資料4】。

令和3（2021）年の救急救命士法の改正【資料5】により、これまで医療機関に到着するまでの搬送途上に限られていた救急救命士の業務の場が、医療機関に到着後、傷病者が入院する間にまで拡大されたことにより、医療機関の中においても救急救命士としての業務（救急救命処置の実施）が可能となったことから、インターネットで救急救命士の求人を検索すると、多くの病院で救急救命士を募集していることが分かる。

以上のことから、救急救命士の社会的ニーズは、益々高くなっていくことが予測されるため、収容定員を変更した場合でも十分に定員の充足ができるものと考えられる。

## B. 新設学部等の分野の動向

北海道・東北地方にある救急救命士養成校（以下：養成校）の入学定員は【資料6】のとおりであり、本学の競合校となり得る、東北福祉大学、仙台青葉学院大学短期大学部、国際医療福祉専門学校一関校の3校から、令和5（2023）年度の入学者数について聞き取り調査を行ったところ、東北福祉大学及び仙台青葉学院大学短期大学部では、入学定員を上回っていることが分かった。また、国際医療福祉専門学校一関校は、定員を満たしていないものの8割を超える入学者があることが分かった。なお、本学入学者のほとんど（平均96.2%）は、北東北（青森県・秋田県・岩手県）からの入学であり、過去5年間の入学者数を見ても安定的に入学定員を上回っている。【資料7, 8, 9】。

以上のことから、救急救命士のニーズは高く、安定的に入学定員を上回る入学実績があることから、本学の入学者の入学定員を35名から40名に変更しても十分に入学定員を充足させることが可能であると考えられる。

## C. 中長期的な18歳人口、全国的、地域的動向等

我が国の18歳人口の推移を見ると、平成4（1992）年以降右肩下がりを続け、平成21（2009）年から平成30（2018）年までほぼ横ばいで推移している。平成30（2018）年以降再び減少局面に突入しており、今後も減少傾向が続くことが予測されている【資料10】。また、18歳人口の減少は、本学の入学者定員の上位を占める北東北3県でも同様である【資料11, 12, 13】。

一方、本学における志願者数に占める入学者の実質倍率は、令和元（2019）年度が1.1倍であったが徐々に倍率が高くなり、令和5（2023）年度入試では2.2倍まで上昇した【資料7】。また、どの年度においても、入学定員（35人）を上回る入学者（平均44.4名）があり、高い充足率となっている【資料8】。なお、入学志願者及び入学者のほとんどは青森県内の高等学校からであり、次いで、秋田県、岩手県の順になっている【資料9】。

このように、平成30（2018）年以降の18歳人口の減少期においてもその影響を受けることなく、入学志願者は令和3（2018）年から急激に増え、入学者も入学定員を上回る入学者（平均42.2名）【資料7】を維持していることから、今後においても十分に定員を充足させることが可能であると考えられる。

## D. 競合校の状況

### [1] 北海道・東北地方にある救急救命士養成校とその位置関係

令和5（2023）年4月1日現在、北海道・東北地方にある養成校は、大学1校、短期大学2校、専門学校4校である。そのうち、北東北（青森県・秋田県・岩手県）にある養成校は、本学と国際医療福祉専門学校一関校（県南）の2校のみであり、秋田県に養成校は存在しない。また、短期大学は全国に2校しかなく、本学と仙台青葉学院大学短期大学部のみであり、このうち、3年制としているところは本学のみである【資料6】。

### [2] 本学の競合校となり得る養成校と競合校となり得る理由

- ・東北福祉大学は東北地方唯一の4年制大学であること。
- ・仙台青葉学院大学短期大学部は同じ短期大学であること。
- ・国際医療福祉専門学校一関校は本学から一番近い位置に存在していること。

### [3] 競合校における入学志願状況等

すべての競合校となる養成校のホームページを確認したところ、入学志願状況等が詳細に掲載されていないため、聞き取り調査を行った。聞き取り調査で判明したのは、令和5（2023）年4月1日現在の入学定員数のみである（B. 新設学部等の分野の動向を参照）。

### [4] 競合校の状況の総括

競合校となる養成校で一番近い距離に存在するのは、国際医療福祉専門学校一関校であるが、最短ルートで片道約250kmも離れている【資料6】。また、本学入学者のほとんど（平均96.2%）は、北東北（青森県・秋田県・岩手県）からの入学である【資料9】。細かく分析すると、青森県は全域から、秋田県と岩手県は県北地域からの入学が多い。競合校の入学者数は、東北福祉大学と仙台青葉学院大学短期大学部は入学定員を上回っている。もう一つの競合校である国際医療福祉専門学校一関校は、入学定員には満たないものの、8割を超える入学者がある。

以上のことから、立地状況において競合校が及ぼす影響は特になく、今後においても十分に定員を充足させることが可能であると考ええる。

## E. 既設学部等の学生確保の状況

### [1] 収容定員充足率が0.7倍未満の学科について（口腔衛生学科）

口腔衛生学科は、令和4（2022）年4月に新規に開設された学科である。入学定員は30名であり、初年度の入学者数は13名（定員充足率43%）であった。初年度に入学者を集めることが出来なかった理由については、設置許可後からの募集となったため、十分な広報活動ができなかったことが原因であると考ええる。2年目からは、通常のオープンキャンパスの他に、口腔衛生学科独自のミニオープンキャンパスを追加で開催した。また、いつでも学校

見学ができる体制を整えた。さらに、本学初の試みとして、市内の循環バスの車体に広告（口腔衛生学科のPRラッピングを施す）を出し、広報活動を充実させた。これらにより、2年目となる本年度は、大幅に入学者が増え28名（入学定員充足率93%）の入学者となった。

## [2] 入学志願状況（過去5年間）

- ・志願者数に占める入学者の実質倍率は、1.1倍から2.2倍の間で推移し、平均で1.46倍となっている【資料7】。
- ・合格者数は、41人から47人の間で推移し、平均で44.4人となっている【資料7】。
- ・入学者数は、40人から45人の間で推移し、平均で42.2人となっている。また、どの年度においても入学定員（35人）を上回る入学者となっている【資料7】。
- ・一般入試合格者歩留率は、72.7%から89.5%の間で推移し、平均で82.2%となっている【資料7】。
- ・入学定員充足率は、114.3%から128.6%の間で推移し、平均で120.6%となっている【資料8】。
- ・収容定員充足率は、102.9%から118.1%で推移し、平均で112.8%となっている【資料8】。
- ・地域別志願者数は、地元青森県が圧倒的に多く、その構成比は、64.6%から83.2%で推移し、平均で76.5%となっている【資料9】。
- ・地域別合格者数は、地元青森県が圧倒的に多く、その構成比は、63.6%から82.6%で推移し、平均で75.6%となっている【資料9】。
- ・地域別入学者数は、地元青森県が圧倒的に多く、その構成比は、63.4%から81.4%で推移し、平均で75.3%となっている【資料9】。
- ・地域別志願者数・合格者数・入学者数で青森県に次いで多いのは、秋田県、岩手県の順になっている【資料9】。

以上のことから、すべての項目において高い数値を示している。また、18歳人口の減少期においても大きな影響を受けることなく、安定的な入学志願状況等を維持していることから、今後においても十分に定員の充足ができるものと考えられる。

## F. その他、申請者において検討・分析した事項

救急と救助は不可分であるとの考えから、本学では救急だけではなく救助も学ぶことができるカリキュラム構成になっている【資料14】。北海道・東北地方において、救助を学べるのは本学のみである。また、養成校で都市型捜索救助実習棟を有しているのは全国で本学だけである。都市型捜索救助とは、瓦礫の下に取り残された生存者に対する位置特定、閉鎖空間からの救出活動、生存者の容体を安定化するための応急処置を柱とする一連の救命・救出活動のことを指す。



なお、オープンキャンパスでは、この都市型捜索救助実習棟で救助実習体験を行っており、人気の高いコーナーの一つとなっている。入学試験時の面接や受験願書の志望動機には、「救急だけではなく救助も学べることに魅力を感じる」など、救助に関する発言や記述を多く見かける。

また、昨今、各地で甚大な災害が発生していることを踏まえ、本学に令和4（2022）年4月に地域安全防災研究所を開設し、地域住民や学生に対して防災教育（防災士養成講座など）を行っている。

以上のことから、救急と救助の両方を学ぶことができる本学に注目が集まることがさらに期待される。

## オ 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

### [1] 学生確保に向けた具体的な取組状況

入学者(志願者)の大半が北東北3県(青森県・岩手県・秋田県)に集中していることから、それら地理的環境や地域性を考慮した学生確保に向けた取組を以下の活動を軸として進めている【資料15】。

- ・オープンキャンパスを年間5回開催するほか、青森県全域及び北東北2県(岩手県・秋田県)に重点をおいた高校訪問の実施、県内高等学校からの依頼に応じて学科別の高校内出前講義の実施及び県内主要都市にて開催される進路ガイダンスへの参画により、本学の特色や教育内容、施設環境に触れる機会を設けている。
- ・高等学校進路指導担当教員を対象とした大学説明会を県内主要都市で開催している。
- ・高大連携を推進しており、救急救命分野や救急救命士について、実務家教員を通して直接知る機会を設けている。
- ・大学ホームページや公式 SNS を活用し、大学で過ごす日常や講義風景を在学生の協力を得ながら情報発信に取り組んでいる。
- ・通学が困難な学生に対して、大学近郊に女子寮を設置して住環境を整備している。
- ・公共交通機関を利用した通学が困難な学生については、自家用車通学を許可しており、学内に学生専用駐車場を確保している。

### [2] 学科における学生確保の取組

救急救命学科では、教員と在學生とが協働して行う取組を導入している。救急救命士は国家資格でありながらも、その創設は1991(平成3)年であり数多くある医療資格者の中では新しい資格である。救急救命士の専門性により勤務する環境が一部の公安職に偏っている背景もあり、地域住民にはその認識度は決して高いとは言えない。救急救命士資格取得の方法も多岐に亘ることから、主に受験する若年世代にはより理解しにくいことが挙げられる。

このことを踏まえて、本学では、具体的に活動するその姿を見せる広報活動に力を入れて

取組を実施している。

#### ・応急手当普及活動

本学と本学が所在する地域を管轄する消防機関である弘前地区消防事務組合では、2019(令和元)年より管轄地域の教育機関等(中学校・高等学校・各種学校・大学)より依頼のあった応急手当普及講習について、消防機関の要請を受け講師(学生)を派遣する取組を行っている。本学科学生は所定のカリキュラムを履修後、筆記・実技試験を合格した際に、消防機関より応急手当普及員の資格が交付される。これにより消防機関から派遣される救急救命士と本学救急救命士教員と学生と三者合同で普及講習の講師を担っている。特に講習受講者が多数となる教育機関では、講師を消防機関だけで賄うのは質の高い講習内容の維持の面から困難であり、救急救命に関する専門的知識・技術を有する教員及び学生講師の存在は欠かせないものであるばかりか、救急救命士の認知度の向上に大きく貢献している。受講する中学生や高校生においては、職業選択の一つとして、さらには居住する地域にそれらを養成する大学があることを具体的に示す大きな役割を果たしている。比較的年齢の近い大学生が講師となって、中高生に応急手当普及講習を指導することは、中高生自身が目指すべき将来像への選択肢の提供となるばかりか、郷土愛を育み、医療者として自分の故郷で働くことへの期待にもつながるものと考えられる。本学への依頼は年々増加の一途を辿っている。これは、講習の実施した教育機関が再び翌年度も講師派遣依頼してくるばかりか、教育機関の担当者が異動先でも同講習を実施したいと消防機関に依頼することが増加していることが背景にあることから、引き続き地域と連携して、本活動を展開していきたい。

#### ・防災訓練協力活動

青森県及び県内各市町村において実施される防災訓練において、救急救命に関する専門的知識・技術を有する学生は、学生救護班役や傷病者役で訓練に参画している。これにより公安機関はもちろんのこと、地域の行政機関や医療機関、ライフライン関連等の事業所に対しても、本学学生が専門性を活かし具体的に活動するその姿を見せる広報活動としての役割も果たしている。救急救命学科学生が訓練に参画することは、その職務内容を訓練関係者に直接伝えることができるばかりか、その活動を見た関係者の家族や周囲にもそれらのことを伝えることが予測され、適齢期の若年者へ職業選択の可能性をより具体的に示すことにつながり、地元で救急救命士を養成する大学が所在することを啓発できる効果が見込まれる。

### [3] 追記事項

「収容定員に対する申請年度の5月1日現在の在学者数の割合」が0.7倍未満の学科説明

口腔衛生学科は令和4年度に短期大学部に新規開設をした。設置承認後に学生募集を始

めたことから、その遅れもあり初年度は13名(充足率43%)の入学生にとどまったが、令和5年度入学生は28名(充足率93%)であり、学生確保は良好といえる。

## (2) 人材需要の動向等社会の要請

### ① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

#### 【人材の育成に関する目的】

救急救命分野における広い領域での知識・技術を修得し、病院前救護の高度化、医療機器や技術の進歩に対応する専門職を養成し、傷病者に適切な処置・搬送を提供することで、地域住民の身体・生命・財産を守り、医療チームのけん引役として、その能力を発揮できることを人材育成の目的としている、

さらに、救急技術のみならず、複雑多様化する災害現場において、人命救助の最前線で活躍できる人材を育成することを目的として、以下の項目について「救急救命学科における人材育成及び教育研究上の目的」として記している【資料16】。

1. 人間の尊厳を基盤とし、社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
2. 救命・救助にかかわる正しい知識と技術を身につけた人材を育成する。
3. 救命・救助について主体的に学び、関連職種と連携・活動できる人材を育成する。
4. プレホスピタルケアの先端で活動できる救急救命士としての救急医療技術のみならず、人命捜索、要救助者の搬出・救助、観察・保護・医療処置など、多種類の救急救命シミュレーションを通して実践力を養う。

#### 【教育研究上の目的】

本学では、アドミッションポリシーとして、「本学での学修に対する目的と意欲を有し、高等学校までの学習および活動を通して培った学力の3要素、すなわち「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を身につけた、地域社会に貢献しようとする学生を求める。」としている。また、救急救命学科においては具体的に「1. 求められる学生像」として、以下の通り教育研究上の目的を記している【資料16】。さらに「2. 入学までに身につけておいてほしいこと」として、入学後から卒業までにおける学習効果の充実を図っている。

#### 1. 求められる学生像

本学科は、「救急救命」のスペシャリストを目指し、人命救助に必要な知識と技術を

積極的に学修する学生、及び幅広い教養と医療技術者・公安職としての専門的な知識技能を身につけ、人間性豊かで地域社会に貢献しようとする意欲ある学生を求めます。

## 2. 入学までに身につけておいてほしいこと

- (1) 文章力、論理的な思考にかかわる国語力
- (2) 人とかかわりの基礎となる自己表現とコミュニケーション能力
- (3) 思考力にかかわる数学の基礎学力
- (4) 生体の構造や機能といった医学を理解するために必要な生物の基礎学力

## ② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠

### 【社会的な人材需要の動向】

我が国では、救急業務は消防機関の行うものとして昭和 38 年に法制化され、以来 60 年に亘り、我が国の社会経済活動の進展に伴い体制が整備され、国民の生命・身体を守る上で重要不可欠な業務として定着している。

救急救命士は、より迅速かつ効果的に病院前救護における高度な救急業務を行うことを目的とし、新たな国家資格として平成 3 年 4 月に創設され、これにより「場所」、「行為」、「行為の対象者」を制限した上で、病院前救護における医師によらない医行為の実施が可能となった。また、救急救命士は創設以降から現在に至るまで、社会的なニーズに応える形で救急処置範囲の拡大が図られており、平成 16 年には医師のみに認められていた気管内チューブによる気道確保、平成 18 年にエピネフリンの投与、平成 26 年に心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が救急救命処置に追加され、病院前救護体制の充実が図られてきた。

救急医療を取り巻く状況は近年で大幅に変化しており、救急搬送人員は、救急救命士創設当時の平成 3 年に約 270 万人であったものが、令和 3 年には約 549 万人と 30 年で 2 倍以上に増加している。また、年齢区分別の搬送人員は高齢者（65 歳以上）が 339 万 9,802 人（61.9%）を占め、急速に進展する我が国の高齢化に伴い搬送人員は今後も増え続けることが予想されており、要因として「高齢者の傷病者の増加」と「急病搬送の増加」が指摘されている。さらに、救急自動車による救急出動件数は、covid-19 流行期に一時減少を見たが、社会活動の活発化等に伴い流行前を上回る勢いで推移し、救急需要の再増大について懸念されており、病院前救護の場において救急救命士に対する社会的なニーズは、今後もより一層強くなることに疑いの余地はない【資料 17】。

一方で、救急救命士の社会的なニーズは病院前救護に止まらず、平成 30 年 4 月に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において、「救急救命士の資質活用に向けた環境の整備等について」が報告書として提出された結果、令和 3 年 5 月 28 日には「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一

部を改正する法律（令和3年法律第49号）」が公布され、これにより、救急救命士法については同年10月1日付けで一部を緩和された改正法が施行することとされることとなった【資料5】。

具体的には、救急救命士による救命処置は、救急現場から病院等に搬送されるまでの間に限られるといった、従来の「場所の制限」が一部緩和され、病院若しくは診療所に到着し、当該病院などに入院するまでの間、すなわち救急処置室内でも処置をおこなえることとなり、正式に医療機関などでの就業が可能となった。

#### 【地域的な人材需要の動向】

本学では、2017年に第1期生33名が卒業して以降、2022年までに6期215名の卒業生を輩出しているが、そのうち、県内外の消防機関に就職した卒業生は128名（59.5%）となっており、病院前救護の現場で即戦力人材として活躍している。消防機関就職率の年次推移をみると1期生から3期生の消防機関就職率は平均54.1%であるのに比して、4期生から6期生の平均は64.3%と上昇しており、地方公務員の高齢化や定年延長の影響を受けた世代の退職期を迎える中で、この傾向は今後も継続していくものと予想される。また、これまでの卒業生215名のうち、135名（62.5%）が青森県内に就職しており、人口減少と少子高齢化が深刻な青森県地域を支える医療人材の供給源として、本学救急救命学科の役割は大きい。

このほか、近年の動向としては、先に述べた通り令和3年より救急救命士法の一部改正によって職域が拡大されたことにより、法改正の影響を受けた6期生では、これまでで最も多い6名の卒業生が就職活動初期より希望先を医療機関として実際に就職しており、今後も消防、自衛隊といった従来の公安職のみならず、直接、医療機関への就職を希望する学生が増加することが予想され、これまで以上に様々な志望理由による入学希望者の増加が期待できる。以上のことから、本学救急救命学科の定員増が、社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであると結論づけることができる【資料18】。

## 参考・引用文献

- 1) 内閣府：令和4年版高齢社会白書. 第1章 第一節 1 高齢化の現状と将来像, pp. 2-6.  
<<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/index.html>>
- 2) 厚生労働省：地域包括ケアシステム. <[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)>
- 3) 青森県企画政策部：令和2年 青森県の人口 調査結果の概要, p5, p26.  
<<https://opendata.pref.aomori.lg.jp/dataset/1568/resource/13042/%E4%BB%A4%E5%92%8C2%E5%B9%B4%E9%9D%92%E6%A3%AE%E7%9C%8C%E3%81%AE%E4%BA%BA%E5%8F%A3.pdf>>
- 4) 青森県企画制作部統計分析課：令和2年 国勢調査人口等基本集計結果. 青森県の人口、世帯、居住の状況 結果の概要 III 世帯, pp. 15-18.  
<[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/tokei/files/1220kokucho\\_shusei.pdf](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/tokei/files/1220kokucho_shusei.pdf)>
- 5) 内閣府：令和4年版高齢社会白書. 第1章 第1節 4 地域別に見た高齢化, pp. 11-12.  
<<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/html/zenbun/index.html>>
- 6) 青森県企画制作部企画調整課：まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン2020年改定版. III 2 人口の将来展望 (3) 将来推計人口との比較, p. 26.  
<<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/seisaku/files/vision2020.pdf>>
- 7) 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課：青森県脳卒中・心血管病対策推進計画 第2章 2 青森県の現状, pp. 4-47. <<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/files/jyunkankikeikaku.pdf>>
- 8) 弘前市：第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画. pp. 27-42, pp. 45-46.  
<<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/r3-jigyokeikaku.pdf>>
- 9) 青森県：青森県保健医療計画. 第1章 医療連携体制の構築 第6節 救急医療対策, p. 198-210. <[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/files/h30\\_iryokeikaku\\_2-1-6\\_kakuron.pdf](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/files/h30_iryokeikaku_2-1-6_kakuron.pdf)>
- 10) 総務省統計局：統計トピックスNo.132 1. 高齢者の人口. <<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1321.html>>
- 11) 総務省消防庁：令和4年中の救急出動件数等（速報値）. <[https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230331\\_kyuuki\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230331_kyuuki_1.pdf)>

## 資料目次

- 【資料 1】 救急自動車、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数及び搬送人員の推移
- 【資料 2】 消防職員の救急資格の状況
- 【資料 3】 救急救命士の運用推移
- 【資料 4】 救急業務実施基準の改定
- 【資料 5】 「救急救命士法の施行について」の一部改正について
- 【資料 6】 東北及び北海道救急救命士養成校位置関係図
- 【資料 7】 実志願倍率・入試区分別実合格者推移・入試区分別入学者推移・一般入試合格者歩留率
- 【資料 8】 入学定員充足率推移・収容定員充足率推移
- 【資料 9】 地域別志願者数推移、合格者、入学者推移
- 【資料 10】 文部科学省報道発表
- 【資料 11】 高等学校等卒業者の進路状況(青森県)
- 【資料 12】 秋田高等学校卒業者の進路状況調査
- 【資料 13】 学校基本統計岩手県
- 【資料 14】 シラバス(救急救命シミュレーションⅤ)
- 【資料 15】 活動実績
- 【資料 16】 学生便覧
- 【資料 17】 救急の現況
- 【資料 18】 卒業生就職動向調査

【資料1】救急自動車、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数及び搬送人員の推移

第2章 救急業務の実施状況

1 救急業務の実施状況概要（救急出動件数及び搬送人員）

令和3年中の救急出動件数は、消防防災ヘリコプターによる件数も含め、619万6,069件（対前年比26万375件増、4.4%増）、搬送人員は549万3,658人（対前年比19万7,931人増、3.7%増）となっている（第15表、第16図参照）。

そのうち救急自動車による救急出動件数は619万3,581件（対前年比26万304件増、4.4%増）、搬送人員は549万1,744人（対前年比19万7,914人増、3.7%増）で救急出動件数、搬送人員ともに増加した（第15表、別表3及び別表4参照）。

救急自動車は、1日平均1万6,969件（前年1万6,211件）、約5.1秒に1回（前年約5.3秒に1回）の割合で出動しており、国民の23人に1人（前年24人に1人）が搬送されたことになる。

第15表 救急自動車、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数及び搬送人員の推移

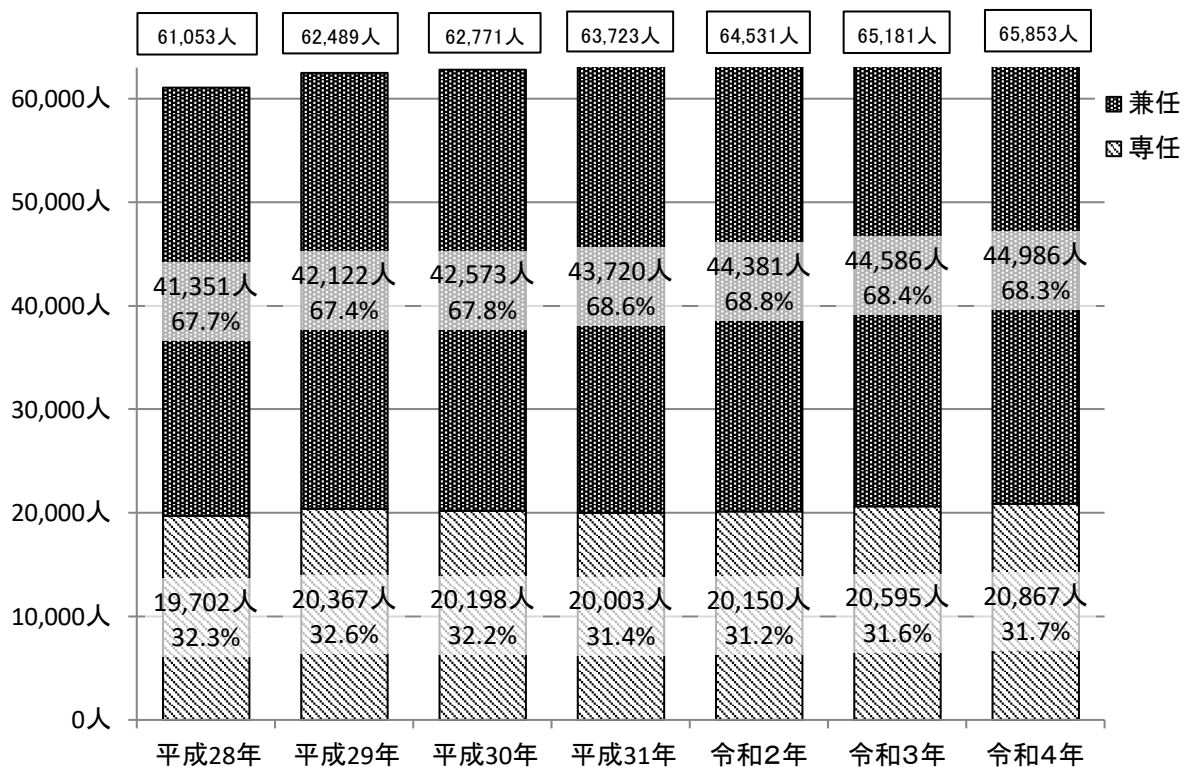
区 分 年	救急出動件数					搬送人員				
	全出動件数			増加数		全搬送人員			増加数	
		うち	うち	前年比 (%)	うち 救急自動車に よる増加数 前年比 (%)		うち	うち	前年比 (%)	うち 救急自動車に よる増加数 前年比 (%)
		救急自動車に よる 件数	消防防災ヘリ よる 件数				救急自動車に よる 人員	消防防災ヘリ よる 人員		
平成20年	5,100,370	5,097,094	3,276	▲ 193,033 (▲3.6)	▲ 193,142 (▲3.7)	4,681,447	4,678,636	2,811	▲ 224,138 (▲4.6)	▲ 224,117 (▲4.6)
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	25,132 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	4,355 (0.1)
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	341,456 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	296,546 (6.3)
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	243,973 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	203,192 (4.1)
平成24年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	94,800 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	67,573 (1.3)
平成25年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 (2.0)	113,228 (2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 (1.8)	95,785 (1.8)
平成26年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 (1.2)	69,238 (1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 (1.1)	59,830 (1.1)
平成27年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 (1.2)	69,894 (1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 (1.3)	72,453 (1.3)
平成28年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438 (2.6)	155,149 (2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782 (2.6)	142,848 (2.6)
平成29年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889 (2.1)	132,183 (2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630 (2.0)	114,868 (2.0)
平成30年	6,608,341	6,605,213	3,128	262,824 (4.1)	263,066 (4.1)	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949 (3.9)	224,209 (3.9)
令和元年	6,642,772	6,639,767	3,005	34,431 (0.5)	34,554 (0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645 (0.3)	17,713 (0.3)
令和2年	5,935,694	5,933,277	2,417	▲ 707,078 (▲10.6)	▲ 706,490 (▲10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	▲ 684,531 (▲11.4)	▲ 684,178 (▲11.4)
令和3年	6,196,069	6,193,581	2,488	260,375 (4.4)	260,304 (4.4)	5,493,658	5,491,744	1,914	197,931 (3.7)	197,914 (3.7)

(注) 各年とも1月から12月までの数値である。以後、月別の数値を除き同様とする。



【資料2】 消防職員の救急資格の状況

第7図 救急隊員の専任・兼任状況の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第8表 消防職員の救急資格の状況

(単位：人)

区分	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和3年～令和4年増減
旧救急Ⅰ課程修了者 (うち女性)		5,870 (25)	5,363 (18)	4,119 (18)	3,789 (24)	3,797 (17)	2,879 (60)	2,611 (29)	2,232 (28)	▲ 379 (▲ 1)
旧救急Ⅱ課程修了者 (うち女性)		21,743 (120)	19,842 (118)	17,624 (117)	16,329 (115)	15,186 (130)	13,526 (124)	12,360 (116)	11,285 (123)	▲ 1,075 (7)
救急科修了者 【救急標準課程修了者を含む】 (うち女性)		57,530 (966)	62,149 (1,116)	64,336 (1,094)	67,168 (1,172)	70,251 (1,286)	71,245 (1,343)	73,564 (1,485)	75,346 (1,716)	1,782 (231)
救急救命士 (うち女性)		32,813 (1,329)	34,223 (1,441)	35,775 (1,546)	37,143 (1,639)	38,388 (1,711)	40,043 (1,870)	41,266 (2,013)	42,495 (2,128)	1,229 (115)
救急隊員資格者 (うち女性)		117,956 (2,440)	121,577 (2,693)	121,854 (2,775)	124,429 (2,950)	127,622 (3,144)	127,693 (3,397)	129,801 (3,643)	131,358 (3,995)	1,557 (352)
准救急隊員 (うち女性)					19 (2)	18 (2)	13 (0)	17 (1)	16 (1)	▲ 1 (0)

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

【資料3】救急救命士の運用推移

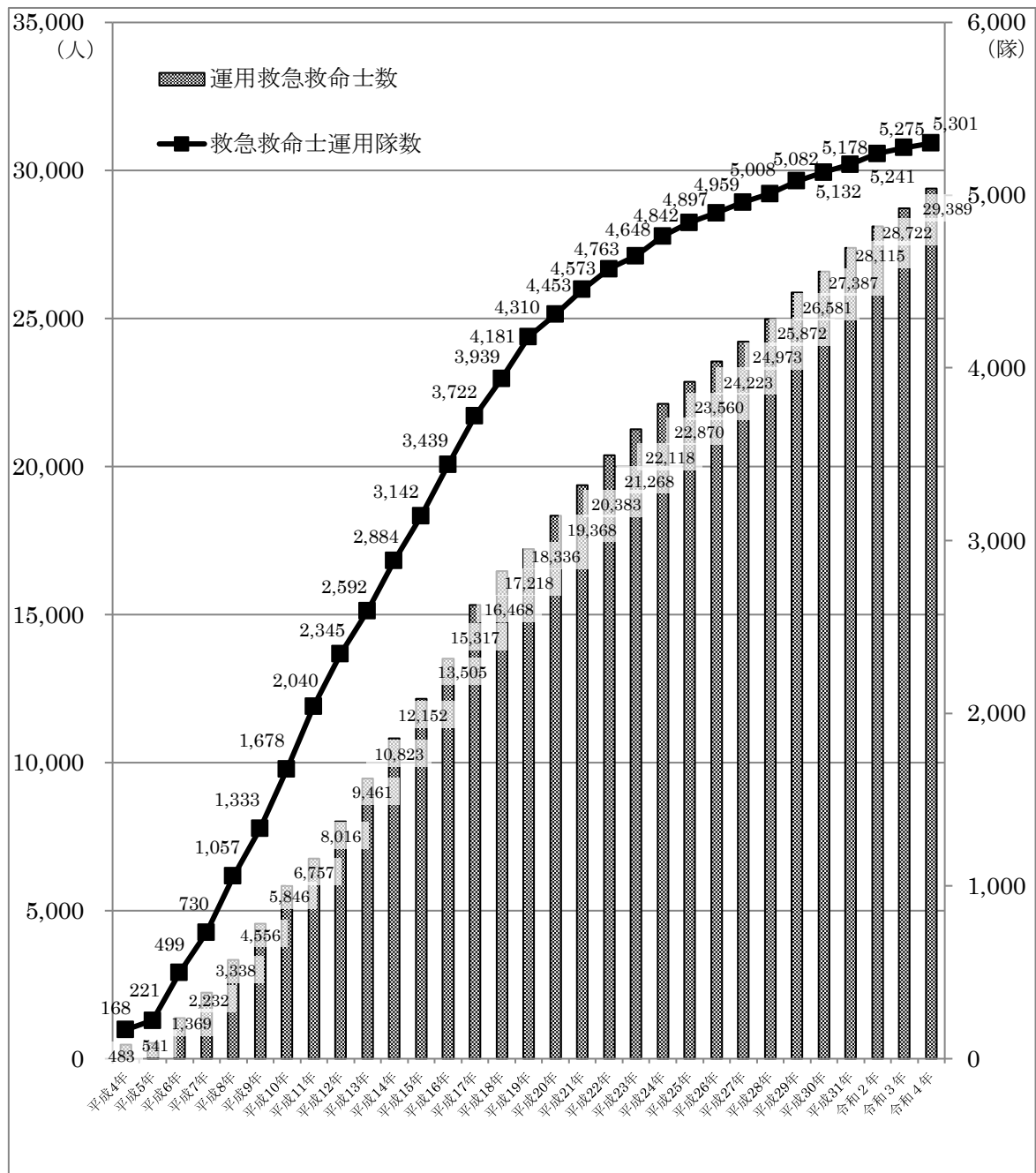
第10表 救急救命士の運用推移

(単位：隊)

年 区分	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
救急隊数	4,927	4,965	5,004	5,028	5,069	5,090	5,140	5,179	5,215	5,270	5,302	5,328
救急救命士 運用隊数	4,648	4,763	4,842	4,897	4,959	5,008	5,082	5,132	5,178	5,241	5,275	5,301
割合(%)	94.3	95.9	96.8	97.4	97.8	98.4	98.9	99.1	99.3	99.4	99.5	99.5

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第11図 運用救急救命士数・救急救命士運用隊数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。



## 【資料4】救急業務実施基準の改定

消防救第186号  
平成26年10月31日

各都道府県知事 殿

消防庁長 官



### 救急業務実施基準の一部改正について

このことについて、別紙のとおり救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）の一部を改正したので、下記事項に御留意のうえ、貴都道府県内市町村（消防事務を処理する組合を含む。）に対して周知いただくようお願いします。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

今回の救急業務実施基準の改正は、市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針として位置づけられている、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）が、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が危惧される中で、東日本大震災で得た教訓をもとに、市町村がその消防力の整備をさらに進めていく必要があることや、高齢化の進展等により救急出動件数が年々増加しており、それに対応する救急体制の確立が求められること等の背景から、「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書」の報告内容を受け、平成26年10月31日付けで改正されたことに伴うものである。

##### 2 改正の内容

(1) 消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数は、原則として以下によるものとしたこと。（第3条）

1 人口10万以下の市町村にあつては、おおむね人口2万ごとに1とする。

2 人口10万を超える市町村にあつては、5に人口10万を超える人口について、おおむね人口5万ごとに1を加えた数とする。

救急自動車の配置基準について定める消防力の整備指針第13条（旧第15条）について、全国の救急自動車の整備数が救急出動件数の増加とともに年々増加しており、消防力の整備指針による現行基準を上回って配置している消防本部が多いことを踏まえ、人口に基づく救急自動車の配置基準を見直す改正がなされたことに伴い、上記の改正を行うもの

である。

- (2) 救急事故が特に多い地域においては、隊員の適正な労務管理を確保するため、地域の実情に応じて消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項の規定による救急自動車に搭乗する隊員の代替要員（同条第3項各号に掲げる者に限る。）を確保するよう努めるものとした条項を新設したこと。（第7条）

救急隊員について定める消防力の整備指針第28条（旧第30条）について、交替要員を地域の実情に応じて配置することを明記した第2項が新設された。消防庁においては、平成17年に、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から、適正な労務管理の徹底を求める通知を発出した（「救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について」（平成17年10月7日付け消防消第205号、消防救第239号））。また、救急出動件数の増加に伴い、救急隊1隊あたりの出動件数も増加しており、通知発出の当時よりも救急隊員の疲労回復の取組が重要になっている。

以上の背景から、救急隊員の適正な労務管理を確保するため、救急業務実施基準において、上記の規定の新設を行うものである。

- (3) その他所要の改正を行うこととしたこと。

救急業務実施基準の一部改正新旧対照表

○救急業務実施基準（昭和三十九年自消甲教第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">救急業務実施基準</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 救急隊等（第三条―<u>第九条</u>）</p> <p>第三章 救急自動車及び航空機（<u>第十条</u>―<u>第十四条</u>）</p> <p>第四章 救急活動（<u>第十五条</u>―<u>第二十五条</u>）</p> <p>第五章 医療機関等（<u>第二十六条</u>・<u>第二十七条</u>）</p> <p>第六章 救急自動車及び航空機の取扱い（<u>第二十八条</u>・<u>第二十九条</u>）</p> <p>第七章 救急業務計画等（<u>第三十条</u>・<u>第三十一条</u>）</p> <p>第八章 応急手当の普及啓発（<u>第三十二条</u>）</p> <p>第九章 都道府県との連絡調整（<u>第三十三条</u>）</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（用語の意義）</p> <p>第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところ</p>	<p style="text-align: center;">救急業務実施基準</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 救急隊等（第三条―<u>第八条</u>）</p> <p>第三章 救急自動車及び航空機（<u>第九条</u>―<u>第十三条</u>）</p> <p>第四章 救急活動（<u>第十四条</u>―<u>第二十四条</u>）</p> <p>第五章 医療機関等（<u>第二十五条</u>・<u>第二十六条</u>）</p> <p>第六章 救急自動車及び航空機の取扱い（<u>第二十七条</u>・<u>第二十八条</u>）</p> <p>第七章 救急業務計画等（<u>第二十九条</u>・<u>第三十条</u>）</p> <p>第八章 応急手当の普及啓発（<u>第三十一条</u>）</p> <p>第九章 都道府県との連絡調整（<u>第三十二条</u>）</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（用語の意義）</p> <p>第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところ</p>

による。

- 一 救急業務とは、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）に定める救急業務をいう。
- 二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故及び疾病をいう。
- 三 救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。

## 第二章 救急隊等

（救急隊の数）

第三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- 一 人口十|万|以下の市町村にあつては、おおむね人口二|万|ごとに一とする。
- 二 人口十|万|を超える市町村にあつては、五に人口十|万|を超える人口について、おおむね人口五|万|ごとに一を加えた数とする。

（医師等）

第四条 市町村長は、救急業務を行うため医師若しくは看護師を配置し、又は救急自動車若しくは救急業務を行う航空機（以下単に「航空機」という。）に搭乗させるよう努めるものとする。

（救急隊長）

第五条 救急隊員（以下「隊員」という。）のうち一人は、救急隊

による。

- 一 救急業務とは、消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）に定める救急業務をいう。
- 二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故をいう。
- 三 救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。

## 第二章 救急隊等

（救急隊の数）

第三条 市町村に置く救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- 一 人口十五|万|以下の市町村にあつては、おおむね人口三|万|ごとに一とする。
- 二 人口十五|万|を超える市町村にあつては、五に人口十五|万|を超える人口について、おおむね人口六|万|ごとに一を加えた数とする。

（医師等）

第四条 市町村長は、救急業務を行うため医師若しくは看護師を配置し、又は救急自動車若しくは救急業務を行う航空機（以下単に「航空機」という。）に搭乗させるよう努めるものとする。

（救急隊長）

第五条 救急隊員（以下「隊員」という。）のうち一人は、救急隊

長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。

（救急隊の編成）

第六条 消防長は、救急救命士（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第二項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）第五条第二項に規定する隊員をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

（代替要員の確保）

第七条 消防長は、救急事故が特に多い地域においては、隊員の適正な労務管理を確保するため、地域の実情に応じて令第四十四条第一項の規定による救急自動車に搭乗する隊員の代替要員（同条第三項各号に掲げる者に限る。）を確保するよう努めるものとする。

（隊員の訓練）

第八条 消防長は、隊員に対し、救急業務を行うに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

（隊員の服装）

第九条 隊員は、救急業務を行う場合は、消防吏員服制準則（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定める基準に従った救急帽、救急

長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。

（救急隊の編成）

第六条 消防長は、救急救命士（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第二項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）第五条第二項に規定する隊員をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

（新設）

（隊員の訓練）

第七条 消防長は、隊員に対し、救急業務を行うに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

（隊員の服装）

第八条 隊員は、救急業務を行う場合は、消防吏員服制準則（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定める基準に従った救急帽、救急

服及び救急用の靴を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要があるときは、救急帽に代えて保安帽を着用するものとする。

### 第三章 救急自動車及び航空機

#### (救急自動車の要件)

第十条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 一 隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。
- 二 四輪自動車であること。
- 三 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。
  - イ 長さ一・九メートル、幅〇・五メートル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。
  - ロ 室内の高さは、隊員が業務を行うに支障がないものであること。
- 四 十分な緩衝装置を有するものであること。
- 五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有するものであること。
- 六 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

服及び救急用の靴を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要があるときは、救急帽に代えて保安帽を着用するものとする。

### 第三章 救急自動車及び航空機

#### (救急自動車の要件)

第九条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 一 隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第十三条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。
- 二 四輪自動車であること。
- 三 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。
  - イ 長さ一・九メートル、幅〇・五メートル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。
  - ロ 室内の高さは、隊員が業務を行うに支障がないものであること。
- 四 十分な緩衝装置を有するものであること。
- 五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有するものであること。
- 六 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。



2 道路の幅員が前項第一号及び第三号に掲げる構造及び設備を有する救急自動車の通行に十分でない道路を通行して救急業務を行う必要がある場合は、同項第一号に規定する傷病者の収容人数に関する規定及び同項第三号イの規定を適用しないことができるものとする。

(航空機の要件)

第十一条 航空機は、強度、構造及び性能が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）に定める安全性を確保するための技術上の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 一 隊員二人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ、第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。
- 二 タービンエンジン二基を有するものであること。
- 三 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

(高規格の救急自動車の配置)

第十二条 消防長は、救急隊員の行う応急処置等の基準第六条第三項に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。

(救急自動車の標示)

第十三条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

2 道路の幅員が前項第一号及び第三号に掲げる構造及び設備を有する救急自動車の通行に十分でない道路を通行して救急業務を行う必要がある場合は、同項第一号に規定する傷病者の収容人数に関する規定及び同項第三号イの規定を適用しないことができるものとする。

(航空機の要件)

第十条 航空機は、強度、構造及び性能が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）に定める安全性を確保するための技術上の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 一 隊員二人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ、第十三条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。
- 二 タービンエンジン二基を有するものであること。
- 三 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

(高規格の救急自動車の配置)

第十一条 消防長は、救急隊員の行う応急処置等の基準第六条第三項に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。

(救急自動車の標示)

第十二条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

(救急自動車及び航空機に備える資器材)

第十四条 救急自動車及び航空機には、応急処置及び通信等に必要  
な資器材で別表第一に掲げるものを備えるものとする。

2 消防長は、救急自動車及び航空機には、前項に定めるもののほ  
か、応急処置、通信及び救出等に必要な資器材で別表第二に掲げ  
るものを備えるよう努めるものとする。

#### 第四章 救急活動

(救急隊の出動)

第十五条 消防長又は消防署長は、救急事故が、発生した旨の通報  
を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該  
事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確かめ、直ちに  
所要の救急隊を出動させなければならない。

(口頭指導)

第十六条 消防長は、救急要請時に、指令室又は現場出動途上の救  
急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手  
当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第十七条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者  
が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(医師の要請)

第十八条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やか  
に救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるもの

(救急自動車及び航空機に備える資器材)

第十三条 救急自動車及び航空機には、応急処置及び通信等に必要  
な資器材で別表第一に掲げるものを備えるものとする。

2 消防長は、救急自動車及び航空機には、前項に定めるもののほ  
か、応急処置、通信及び救出等に必要な資器材で別表第二に掲げ  
るものを備えるよう努めるものとする。

#### 第四章 救急活動

(救急隊の出動)

第十四条 消防長又は消防署長は、救急事故が、発生した旨の通報  
を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該  
事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確かめ、直ちに  
所要の救急隊を出動させなければならない。

(口頭指導)

第十五条 消防長は、救急要請時に、指令室又は現場出動途上の救  
急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手  
当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第十六条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者  
が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(医師の要請)

第十七条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やか  
に救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるもの

とする。

一 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合

二 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合

(死亡者の取扱い)

第十九条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(関係者の同乗)

第二十条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(災害救助法における救助との関係)

第二十一条 市町村の消防機関が行う救急業務は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用される場合においては、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

(感染症と疑われる者の取扱い)

第二十二条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員、救急自動車及び航空機等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、こ

とする。

一 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合

二 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合

(死亡者の取扱い)

第十八条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(関係者の同乗)

第十九条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(災害救助法における救助との関係)

第二十条 市町村の消防機関が行う救急業務は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用される場合においては、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

(感染症と疑われる者の取扱い)

第二十一条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員、救急自動車及び航空機等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、こ

の旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法第二十七条に定める消毒を講ずるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第二十三条 消防長は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合においては、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

(活動の記録)

第二十四条 隊員は、救急活動を行った場合は、救急活動記録票等に次の各号に掲げる事項並びに活動概要等所要の事項を記録しておくものとする。

- 一 救急事故発生年月日
- 二 覚知時刻
- 三 発生場所
- 四 発生原因
- 五 傷病者の住所・氏名・年齢・性別
- 六 傷病の部位・程度
- 七 傷病者を搬送した医療機関名・医師等

2 隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴し、救急活動記録票等に

の旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法第二十七条に定める消毒を講ずるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第二十三条 消防長は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合においては、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

(活動の記録)

第二十三条 隊員は、救急活動を行った場合は、救急活動記録票等に次の各号に掲げる事項並びに活動概要等所要の事項を記録しておくものとする。

- 一 救急事故発生年月日
- 二 覚知時刻
- 三 発生場所
- 四 発生原因
- 五 傷病者の住所・氏名・年齢・性別
- 六 傷病の部位・程度
- 七 傷病者を搬送した医療機関名・医師等

2 隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴し、救急活動記録票等に

記録しておくものとする。

3 隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票等に記録しておくものとする。

(家族等への連絡)

第二十五条 隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときはその者の家族等に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するよう努めるものとする。

第五章 医療機関等

(医療機関との連絡)

第二十六条 消防長は、救急業務の実施について医療機関と常に密接な連絡をとるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等の情報については、必要に応じ、近接する他の消防本部の消防長と相互に情報を交換するよう努めるものとする。

(団体等との連絡)

第二十七条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとるものとする。

第六章 救急自動車及び航空機の取扱い

(消毒)

第二十八条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動

記録しておくものとする。

3 隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票等に記録しておくものとする。

(家族等への連絡)

第二十四条 隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときはその者の家族等に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するよう努めるものとする。

第五章 医療機関等

(医療機関との連絡)

第二十五条 消防長は、救急業務の実施について医療機関と常に密接な連絡をとるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等の情報については、必要に応じ、近接する他の消防本部の消防長と相互に情報を交換するよう努めるものとする。

(団体等との連絡)

第二十六条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとるものとする。

第六章 救急自動車及び航空機の取扱い

(消毒)

第二十七条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動

車、航空機及び積載品等の消毒を行うものとする。

一 定期消毒 月一回

二 使用後消毒 毎使用後

2 前項の規定による消毒を効果的に行うため、署所（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第三号に規定する署所をいう。）及び航空機基地には、ホルマリンガス消毒器、エチレンオキシドガス滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

（消毒の標示）

第二十九条 消防長は、前条第一項第一号による消毒をしたときは、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び施行者名等を消毒実施表に記入し、救急自動車又は航空機の見やすい場所に標示しておくものとする。

第七章 救急業務計画等

（救急業務計画）

第三十条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年一回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

（救急調査）

第三十一条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行う

車、航空機及び積載品等の消毒を行うものとする。

一 定期消毒 月一回

二 使用後消毒 毎使用後

2 前項の規定による消毒を効果的に行うため、署所（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第三号に規定する署所をいう。）及び航空機基地には、ホルマリンガス消毒器、エチレンオキシドガス滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

（消毒の標示）

第二十八条 消防長は、前条第一項第一号による消毒をしたときは、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び施行者名等を消毒実施表に記入し、救急自動車又は航空機の見やすい場所に標示しておくものとする。

第七章 救急業務計画等

（救急業務計画）

第二十九条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年一回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

（救急調査）

第三十条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行うも

<p>ものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地勢及び交通の状況</li> <li>二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造</li> <li>三 医療機関等の位置及びその他必要な事項</li> <li>四 その他消防長が必要と認める事項</li> </ul> <p>第八章 応急手当の普及啓発</p> <p>(住民に対する普及啓発)</p> <p>第三十二条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>第九章 都道府県との連絡調整</p> <p>(都道府県との連絡調整)</p> <p>第三十三条 都道府県が保有する航空機により市町村が救急業務を実施する場合は、当該市町村は救急業務の円滑な遂行のため都道府県と必要な調整を図るものとする。</p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 (略)</p>	<p>ものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地勢及び交通の状況</li> <li>二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造</li> <li>三 医療機関等の位置及びその他必要な事項</li> <li>四 その他消防長が必要と認める事項</li> </ul> <p>第八章 応急手当の普及啓発</p> <p>(住民に対する普及啓発)</p> <p>第三十一条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>第九章 都道府県との連絡調整</p> <p>(都道府県との連絡調整)</p> <p>第三十二条 都道府県が保有する航空機により市町村が救急業務を実施する場合は、当該市町村は救急業務の円滑な遂行のため都道府県と必要な調整を図るものとする。</p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 (略)</p>
--	--

## 救急業務実施基準

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 救急隊等（第三条―第九条）

第三章 救急自動車及び航空機（第十条―第十四条）

第四章 救急活動（第十五条―第二十五条）

第五章 医療機関等（第二十六条・第二十七条）

第六章 救急自動車及び航空機の取扱い（第二十八条・第二十九条）

第七章 救急業務計画等（第三十条・第三十一条）

第八章 応急手当の普及啓発（第三十二条）

第九章 都道府県との連絡調整（第三十三条）

## 第一章 総則



(目的)

第一条 この基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 救急業務とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）に定める救急業務をいう。
- 二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故及び疾病をいう。
- 三 救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。

## 第二章 救急隊等

### (救急隊の数)

第三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- 一 人口十万以下の市町村にあつては、おおむね人口二万ごとに一とする。
- 二 人口十万を超える市町村にあつては、五に人口十万を超える人口について、おおむね人口五万ごとに一を加えた数とする。

### (医師等)

第四条 市町村長は、救急業務を行うため医師若しくは看護師を配置し、又は救急自動車若しくは救急業

務を行う航空機（以下単に「航空機」という。）に搭乗させるよう努めるものとする。

（救急隊長）

第五条 救急隊員（以下「隊員」という。）のうち一人は、救急隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。

（救急隊の編成）

第六条 消防長は、救急救命士（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第二項に規定する救急

救命士をいう。）の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第

二号）第五条第二項に規定する隊員をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。

（交替要員の確保）

第七条 消防長は、救急事故が特に多い地域においては、隊員の適正な労務管理を確保するため、地域の実情に応じて令第四十四条第一項の規定による救急自動車に搭乗する隊員の代替要員（同条第三項各号に掲げる者に限る。）を確保するよう努めるものとする。

#### （隊員の訓練）

第八条 消防長は、隊員に対し、救急業務を行うに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

#### （隊員の服装）

第九条 隊員は、救急業務を行う場合は、消防吏員服制準則（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定める基準に従った救急帽、救急服及び救急用の靴を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要があるときは、救急帽に代えて保安帽を着用するものとする。

### 第三章 救急自動車及び航空機

#### (救急自動車の要件)

第十条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 四輪自動車であること。

三 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。

イ 長さ一・九メートル、幅〇・五メートル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ

隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。

ロ 室内の高さは、隊員が業務を行うに支障がないものであること。

四 十分な緩衝装置を有するものであること。

五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有するものであること。

六 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

2 道路の幅員が前項第一号及び第三号に掲げる構造及び設備を有する救急自動車の通行に十分でない道路を通行して救急業務を行う必要がある場合は、同項第一号に規定する傷病者の収容人数に関する規定及び同項第三号イの規定を適用しないことができるものとする。

(航空機の要件)

第十一条 航空機は、強度、構造及び性能が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）に定める安全性を確保するための技術上の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員二人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ、第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 タービンエンジン二基を有するものであること。

三 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

(高規格の救急自動車の配置)

第十二条 消防長は、救急隊員の行う応急処置等の基準第六条第三項に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。

(救急自動車の標示)

第十三条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

(救急自動車及び航空機に備える資器材)

第十四条 救急自動車及び航空機には、応急処置及び通信等に必要な資器材で別表第一に掲げるものを備えるものとする。

2 消防長は、救急自動車及び航空機には、前項に定めるもののほか、応急処置、通信及び救出等に必要なる資器材で別表第二に掲げるものを備えるよう努めるものとする。

#### 第四章 救急活動

(救急隊の出動)

第十五条 消防長又は消防署長は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確認、直ちに所要の救急隊



を出勤させなければならない。

(口頭指導)

第十六条 消防長は、救急要請時に、指令室又は現場出勤途上の救急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第十七条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(医師の要請)

第十八条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請し、必要な措

置を講ずるよう努めるものとする。

一 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合

二 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合

(死亡者の取扱い)

第十九条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(関係者の同乗)

第二十条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(災害救助法における救助との関係)

第二十一条 市町村の消防機関が行う救急業務は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用される場合においては、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

(感染症と疑われる者の取扱い)

第二十二条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員、救急自動車及び航空機等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法第二十七条に定める消毒を講ずるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第二十三条 消防長は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合には、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

（活動の記録）

第二十四条 隊員は、救急活動を行った場合は、救急活動記録票等に次の各号に掲げる事項並びに活動概要等所要の事項を記録しておくものとする。

- 一 救急事故発生年月日
- 二 覚知時刻
- 三 発生場所
- 四 発生原因
- 五 傷病者の住所・氏名・年齢・性別
- 六 傷病の部位・程度

七 傷病者を搬送した医療機関名・医師等

2 隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。

3 隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票等に記録しておくものとする。

(家族等への連絡)

第二十五条 隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときはその者の家族等に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するよう努めるものとする。

## 第五章 医療機関等

(医療機関との連絡)

第二十六条 消防長は、救急業務の実施について医療機関と常に密接な連絡をとるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等の情報については、必要に応じて、近接する他の消防本部の消防長と相互に情報を交換するよう努めるものとする。

(団体等との連絡)

第二十七条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとるものとする。

第六章 救急自動車及び航空機の取扱い

(消毒)

第二十八条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車、航空機及び積載品等の消毒を行うものとする。

一 定期消毒 月一回

二 使用後消毒 毎使用後

2 前項の規定による消毒を効果的に行うため、署所（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）

第二条第三号に規定する署所をいう。）及び航空機基地には、ホルマリンガス消毒器、エチレンオキサイドガス滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

(消毒の標示)

第二十九条 消防長は、前条第一項第一号による消毒をしたときは、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び施行者名等を消毒実施表に記入し、救急自動車又は航空機の見やすい場所に標示しておくもの

とする。

## 第七章 救急業務計画等

### (救急業務計画)

第三十条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年一回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

### (救急調査)

第三十一条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。



- 一 地勢及び交通の状況
- 二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- 三 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- 四 その他消防長が必要と認める事項

#### 第八章 応急手当の普及啓発

(住民に対する普及啓発)

第三十二条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

#### 第九章 都道府県との連絡調整

(都道府県との連絡調整)

第三十三条 都道府県が保有する航空機により市町村が救急業務を実施する場合は、当該市町村は救急業務の円滑な遂行のため都道府県と必要な調整を図るものとする。

別表第一

分 類	観 察 用 資 器 材
品 名	血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 血 圧 計 眼 鏡 検 査 ラ イ ト 心 電 計 体 温 計 聴 診 器

		創傷等保護用資器材		呼吸・循環管理用資器材							
スクー ー プ ス ト レ ッ チ ャ ー	雨   お   お   い	創傷保 護用資 器材	固定用 資器材	マ ギ ー ル 鉗 子	手 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	自 動 体 外 式 除 細 動 器	自 動 式 人 工 呼 吸 器 一 式	酸 素 吸 入 器 一 式	喉 頭 鏡	吸 引 器 一 式	気 道 確 保 用 資 器 材

その他の資器材	通信用資器材	感染防止・消毒用資器材	保温・搬送用資器材
ピンセツト はみ 膿盆 トグ リア ー ジ タ ツ グ グ 懐中電灯	無線装置	消毒用資器材 感染防止用資器材	保温用毛布 バックボード 担架

分	用
娩	資
用	器
資	材
器	
材	

備考

- 1 気道確保用資器材は、経鼻エアロウェイ及び経口エアロウェイを含む気道確保に必要な資器材をいう。
- 2 吸引器一式は、吸引用カテーテルを含む口腔内等の吸引に必要な資器材をいう。
- 3 酸素吸入器一式は、酸素ポンプ、酸素吸入用鼻カニューレ及び酸素吸入用マスクを含む酸素吸入に必要な資器材をいう。
- 4 自動式人工呼吸器一式は、換気回数及び換気量が設定できるものとし、手動式人工呼吸器及び酸素吸入器に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。
- 5 自動体外式除細動器は、救急救命士が使用するものについては、心電図波形の確認及び解析時期の選択が可能なものが望ましく、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。
- 6 手動式人工呼吸器一式は、人工呼吸用のフェイスマスクを含む手動による人工呼吸に必要な資器材を

いう。

7 固定用資器材は、副子及び頸椎固定補助器具を含む全身又は負傷部位の固定に必要な資器材をいう。

8 創傷保護用資器材は、三角巾、包帯及びガーゼを含む創傷被覆に必要な資器材をいう。

9 感染防止用資器材は、デイスポーザブル手袋、デイスポーザブルマスク、ゴーグル、N-95マスク及び感染防止衣を含む感染防止に必要な資器材をいう。

10 消毒用資器材は、各種消毒薬及び各種消毒器を含む消毒に必要な資器材をいう。

11 分娩用資器材は、臍帯クリップを含む分娩に必要な資器材をいう。

12 冷却用資器材は、デイスポーザブル瞬間冷却材等とする。

別表第二

分類	品名
観察用資器材	血糖値測定器

<p>救 出 用 資 器 材</p>	<p>通 信 用 資 器 材</p>	<p>呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 資 器 材</p>
<p>万 救 救  命 命  能 浮  斧 環 綱</p>	<p>心 電 図 伝 送 等 送 受 信 機 器  情 報 通 信 端 末  携 帯 電 話</p>	<p>ビ デ オ 硬 性 挿 管 用 喉 頭 鏡  特 定 行 為 用 資 器 材  心 肺 蘇 生 用 背 板  シ ヨ ツ ク パ ン ツ  自 動 式 心 マ ツ サ ー ジ 器  呼 気 二 酸 化 炭 素 測 定 器 具</p>

その 他 必 要 と 認 め ら れ る 資 器 材	そ の 他 の 資 器 材			
	リ ン グ カ ツ タ ー	洗 眼 器	在 宅 療 法 継 続 用 資 器 材	汚 物 入

備考

1 自動式心マッサージ器は、地域の実情に応じて備えるものとする。

2 特定行為用資器材は、救急救命士法施行規則（平成三年八月十四日厚生省令第四十四号）第二十一条に定める救急救命処置に必要な資器材とし、地域メデイカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。

3 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡は、チューブ誘導機能を有するものとし、地域メデイカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。



4 情報通信端末は、傷病者情報の共有や緊急度判定の支援等、救急業務の円滑化に資するための機能を有する資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。

5 心電図伝送等送受信機器は、地域の実情に応じて備えるものとする。

6 在宅療法継続用資器材は、医療機関に搬送するまでの間において、在宅療法を継続するために必要な資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。

【資料5】 「救急救命士法の施行について」の一部改正について

医政発0930第14号  
令和3年9月30日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「救急救命士法の施行について」の一部改正について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）が令和3年5月28日に公布され、改正法のうち救急救命士法（平成3年法律第36号）の一部改正については、同年10月1日付けで施行することとされています。

また、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第149号）が令和3年9月1日に公布され、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）の一部改正についても、同年10月1日付けで施行されることとなりました。

これらを踏まえ、令和3年10月1日付けで「救急救命士法の施行について」（平成3年8月15日付け健政発第496号厚生省健康政策局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、御了知の上、関係者、関係団体等への周知をお願いします。

なお、改正後の具体的な取扱いについては、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）」（令和3年9月1日付け医政発0901第15号厚生労働省医政局長通知）を参考としていただきますようお願いいたします。

[別紙]

- 「救急救命士法の施行について」（平成3年8月15日付け健政発第496号厚生省健康政策局長通知）新旧対照表  
 （下線は改正部分）

改正後	改正前
<p>救急救命士法が、平成三年四月二十三日法律第三十六号をもって、救急救命士法施行令並びに救急救命士法施行規則及び救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令が、それぞれ平成三年八月十四日政令第二百六十六号並びに平成三年八月十四日厚生省令第四十四号及び平成三年八月十四日厚生省令第四十五号をもって公布され、平成三年八月十五日に施行された。</p> <p>都道府県の経由事務等は原則としてないこととされているが、医療機関関係者や国家試験受験希望者、養成所設立希望者等からの照会が予想されるため、貴都道府県主管課に救急救命士の担当を決めるとともに、次の事項に留意の上、適切に対処されたい。</p> <p>なお、この通知では、救急救命士法を「法」と、救急救命士法施行規則を「規則」とそれぞれ略称する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 救急救命士及び救急救命処置の定義について</p> <p>救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいうものであること。</p>	<p>救急救命士法が、平成三年四月二十三日法律第三十六号をもって、救急救命士法施行令並びに救急救命士法施行規則及び救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令が、それぞれ平成三年八月十四日政令第二百六十六号並びに平成三年八月十四日厚生省令第四十四号及び平成三年八月十四日厚生省令第四十五号をもって公布され、平成三年八月十五日に施行された。</p> <p>都道府県の経由事務等は原則としてないこととされているが、医療機関関係者や国家試験受験希望者、養成所設立希望者等からの照会が予想されるため、貴都道府県主管課に救急救命士の担当を決めるとともに、次の事項に留意の上、適切に対処されたい。</p> <p>なお、この通知では、救急救命士法を「法」と、救急救命士法施行規則を「規則」とそれぞれ略称する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 救急救命士及び救急救命処置の定義について</p> <p>救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいうものであること。</p>

救急救命処置とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者(以下「重度傷病者」という。)が、病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間(当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。以下同じ。)に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいうものであること。

また、救急救命処置の具体的内容については、別途通知するものであること。

第三・第四 (略)

第五 救急救命士の業務について

1・2 (略)

3 救急救命士は、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するもの以外の場所においてその業務を行ってはならないこと。

ただし、病院若しくは診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間に

救急救命処置とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下「重度傷病者」という。)が、病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいうものであること。

また、救急救命処置の具体的内容については、別途通知するものであること。

第三・第四 (略)

第五 救急救命士の業務について

1・2 (略)

3 救急救命士は、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するもの以外の場所においてその業務を行ってはならないこと。

ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合はこの限りでないこと。

<p>において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合はこの限りでないこと。</p> <p><u>4 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を当該病院又は診療所内に設置するとともに、当該研修の内容に関する当該委員会における協議の結果に基づき、当該病院又は診療所の管理者が実施する次の事項に関する研修を受けなければならないこと。</u></p> <p>① <u>医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項</u></p> <p>② <u>傷病者に係る安全管理に関する事項、医薬品及び医療資機材に係る安全管理に関する事項その他の医療に係る安全管理に関する事項</u></p> <p>③ <u>院内感染対策に関する事項</u></p> <p><u>5・6</u> (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>4・5</u> (略)</p>
--	-----------------------------------

【資料6】 東北及び北海道救急救命士養成校位置関係図



【資料7】実志願者倍率・入試区分別実合格者推移・入試区分別入学者推移・一般入試合格者歩留率

実志願者 倍率

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
志願者数	46	48	48	72	95
入学者数	42	40	41	45	43
実質倍率	1.1	1.2	1.2	1.6	2.2

入試区分別実合格者数 推移

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
学校推薦型選抜	25	34	33	34	32
一般・共通選抜	19	7	11	13	14
合計人数	44	41	44	47	46

入試区分別入学者数 推移

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
学校推薦型選抜	25	34	33	34	32
一般・共通選抜	17	6	8	11	11
合計人数	42	40	41	45	43

一般入試合格者歩留率

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
合格者	19	7	11	13	14
入学者	17	6	8	11	11
合格者歩留率	89.5%	85.7%	72.7%	84.6%	78.6%

【資料8】入学定員充足率推移・収容定員充足率推移

入学定員充足率 推移

35

入学年	2019（令和元）	2020（令和2）	2021（令和3）	2022（令和4）	2023（令和5）
人数	42	40	41	45	43
充足率(%)	120.0%	114.3%	117.1%	128.6%	122.9%

収容定員充足率 推移

105

入学年	2019（令和元）	2020（令和2）	2021（令和3）	2022（令和4）	2023（令和元）
人数	108	117	121	124	122
充足率(%)	102.9%	111.4%	115.2%	118.1%	116.2%



## 【資料9】地域別志願者数推移、合格者、入学者推移

志願者数 県内県外別

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
青森県	35	38	31	57	79
構成比(%)	76.1%	79.2%	64.6%	79.2%	83.2%
県外	11	10	17	15	16
構成比(%)	23.9%	20.8%	35.4%	20.8%	16.8%
合計	46	48	48	72	95

参考

秋田県	6	4	8	9	5
構成比(%)	13.0%	8.3%	16.7%	12.5%	5.3%
岩手県	2	4	5	4	8
構成比(%)	4.3%	8.3%	10.4%	5.6%	8.4%

合格者数

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
青森県	35	31	28	36	38
構成比(%)	77.8%	77.5%	63.6%	76.6%	82.6%
県外	10	9	16	11	8
構成比(%)	22.2%	22.5%	36.4%	23.4%	17.4%
合計	45	40	44	47	46

参考

秋田	6	4	8	6	4
構成比(%)	13.3%	10.0%	18.2%	12.8%	8.7%
岩手	2	3	5	4	3
構成比(%)	4.4%	7.5%	11.4%	8.5%	6.5%

入学者数

入学年	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
青森県	33	31	26	34	35
構成比(%)	78.6%	77.5%	63.4%	75.6%	81.4%
県外	9	9	15	11	8
構成比(%)	21.4%	22.5%	36.6%	24.4%	18.6%
合計	42	40	41	45	43

参考

秋田	6	4	8	6	4
構成比(%)	14.3%	10.0%	19.5%	13.3%	9.3%
岩手	2	3	4	4	3
構成比(%)	4.8%	7.5%	9.8%	8.9%	7.0%



令和4年12月21日

## 令和4年度学校基本調査（確定値）について公表します

文部科学省は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、標記調査を昭和23年度より毎年実施しています。

今般、令和4年度の確定値をとりまとめたので、政府統計の総合窓口（e-Stat）で公表します。

### 1. 調査内容

（1）調査期日：令和4年5月1日現在

（2）調査対象：幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに市町村教育委員会

### 2. 調査結果

主な結果は次項以降の「令和4年度学校基本調査 調査結果のポイント」のとおり。なお、詳細集計表は「政府統計の総合窓口（e-Stat）」に掲載。

(<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528>)

### 3. 今後の対応

都道府県をはじめ関係機関にお知らせするとともに、国及び地方における教育諸政策を検討・立案するための基礎資料として活用を図る。

<担当> 総合教育政策局調査企画課

課長 枝 慶

分析調査官 山本典子

学校基本調査係長 石井竜太

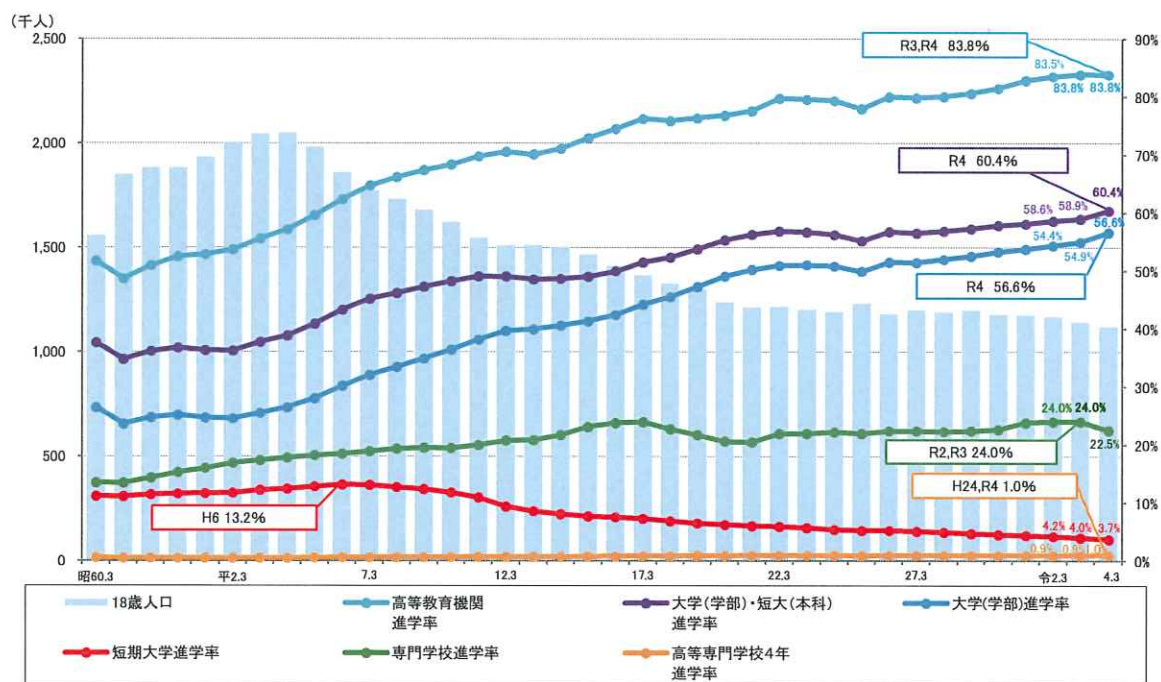
電話：03-5253-4111（内線 2264）

## Ⅱ. 卒業後の状況

### 1. 高等学校等卒業生

- 高等教育機関(大学(学部)・短期大学(本科)入学者, 高等専門学校4年在学者及び専門学校入学者)への進学率(過年度卒を含む)は83.8%で, 前年度と同率(過去最高)。
- 大学(学部)・短期大学(本科)進学率(過年度卒を含む)は60.4%で, 前年度より1.5ポイント上昇し, 過去最高。  
大学(学部)進学率(過年度卒を含む)は56.6%で, 前年度より1.7ポイント上昇し, 過去最高。  
専門学校進学率(過年度卒を含む)は22.5%で, 前年度より1.5ポイント低下。

図3 高等教育機関への進学率



- (注) 1 高等教育機関進学率 =  $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)入学者, 高等専門学校4年在学者及び専門学校入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$
- 2 大学(学部)進学率 =  $\frac{\text{大学(学部)の入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$
- 3 短期大学・専門学校の進学率は, (注)2 計算式の入学者部分にそれぞれの入学者を当てはめて算出。  
高等専門学校4年進学率は, 同部分に4年生の学生数を当てはめて算出。
- 4 □で囲んだ年度は, 最高値である。

# 高等学校等卒業者の進路状況

—令和3年5月1日現在—

青森県教育委員会

## II 高等学校(全日制・定時制課程)卒業者の進路状況

### 1 進路別卒業生数

令和3年3月の高等学校(全日制・定時制課程)卒業生数は、10,798人(男子5,604人、女子5,194人)で、前年より516人減少(男子194人減、女子322人減)している。

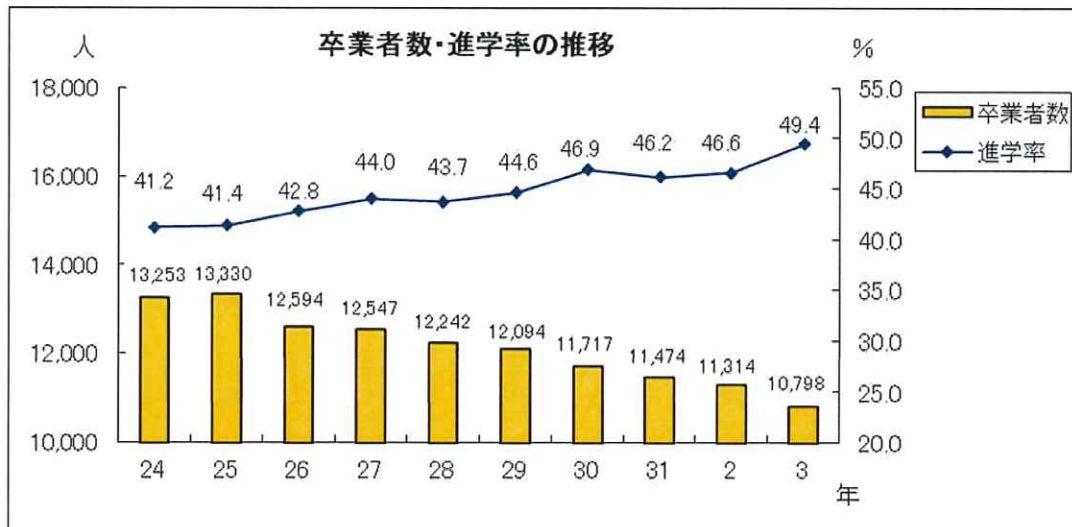
大学等進学率は49.4%(男子46.1%、女子52.8%)となり、前年より2.8ポイント上昇(男子1.4ポイント上昇、女子4.1ポイント上昇)している。

第1表 卒業後の進路状況 ※令和2年度調査より、就職者の項目が変更されました。(以下の諸表についても同じ) 単位:人(%)

区分	卒業生数 [A+B+C+D +E+F+G]	A 大学等進学者													
		大学(学部)					短期大学(本科)			大学・短期大学の通信教育部及び放送大学	大学・短期大学の別科	高等学校の専攻科	特別支援学校高等部の専攻科	大学等進学者計	
		県内		県外		大学学部計	私立	県外							本科計
男	5,604	374	556	576	958			2,464 (44.0)	56	6	13	75 (1.3)	5 (0.1)	13 (0.2)	
女	5,194	489	520	426	773	2,208 (42.5)	292	33	119	444 (8.5)	6 (0.1)	7 (0.1)	79 (1.5)	- (-)	2,744 (52.8)
計	10,798	863	1,076	1,002	1,731	4,672 (43.3)	348	39	132	519 (4.8)	11 (0.1)	20 (0.2)	108 (1.0)	- (-)	5,330 (49.4)

区分	B 専修学校(専門課程)進学者	C 専修学校(一般課程)等入学者	D 公共職業能力開発施設等入学者	E 就職者等 (左記A・B・C・Dに含まれている就職者を除く。)					F 左記以外の者	G 不詳・死亡の者	(再掲)						
				ア 自営業主等	イ 常用労働者		エ 臨時労働者	ウ 進学・入学者のうち就職(自営業主等、無期雇用労働者)			エ 進学・入学者のうち就職(雇用契約期間1年以上かつ767/1勤務相当の者)	オ 左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間1年以上かつ767/1勤務相当の者	[ア+イ+エ+オ]	左のうち			
					無期雇用労働者	有期雇用労働者(雇用契約期間1か月以上かつフルタイム勤務相当の者)								就職者計(就職率)	県内	県外	
男	671 (12.0)	31	56 (1.6)	87 (3.7)	208 (0.4)	20 (0.3)	1,793 (32.0)	16 (0.3)	2 (0.0)	221 (3.9)	-	1	-	3	1,817 (32.4)	989	828
女	1,083 (20.9)	61	54 (2.2)	115 (0.4)	20 (0.3)	13 (0.3)	1,032 (19.9)	7 (0.1)	8 (0.2)	172 (3.3)	-	-	-	3	1,048 (20.2)	694	354
計	1,754 (16.2)	92	110 (1.9)	202 (2.1)	228 (0.3)	33 (0.3)	2,825 (26.2)	23 (0.2)	10 (0.1)	393 (3.6)	-	1	-	6	2,865 (26.5)	1,683	1,182

※ ( )内の数値は、卒業生総数に対する比率(%)である。



令和4年3月

秋田県高等学校卒業者の  
進路状況調査

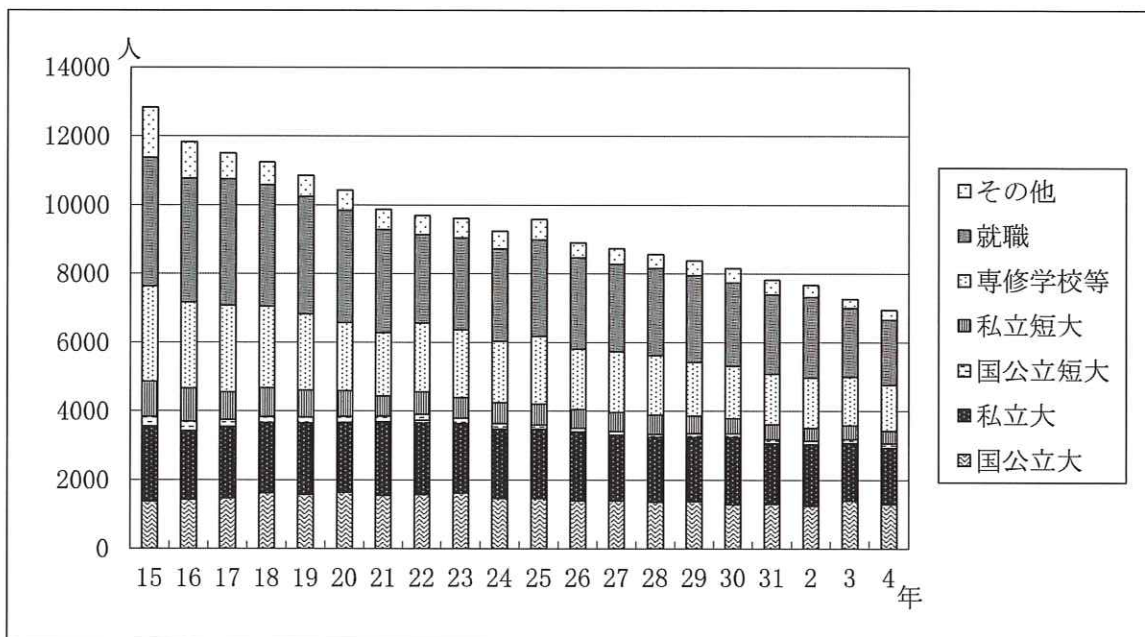
令和4年3月31日調査

秋田県教育庁高校教育課



(11) 参考

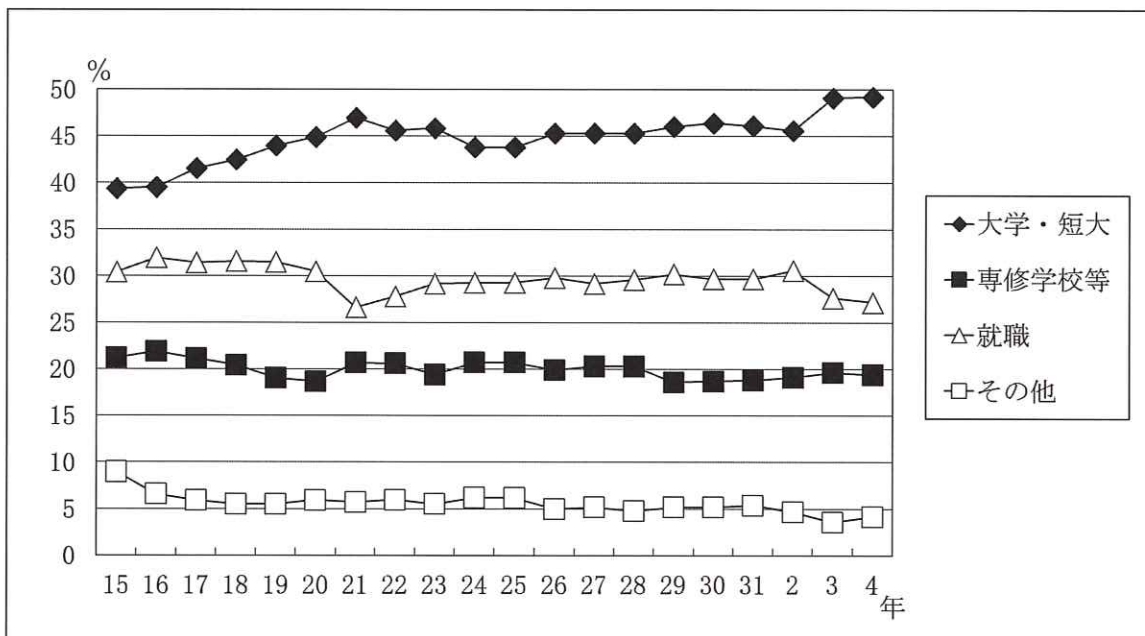
① 卒業者数と進路の内訳の推移 (実人数)



(注1) 国公立大学・国公立短大には管外大学校等も含む。

(注2) 防衛大学校等「公務員」の身分を有し俸給の支給される「学校」への進学者は就職者として扱う。

② 進路の内訳の推移 (構成比)



(注1) 大学・短大には管外大学校等も含む。

(注2) 防衛大学校等「公務員」の身分を有し俸給の支給される「学校」への進学者は就職者として扱う。

令和3年度

学校基本統計  
(学校基本調査報告書)

令和4年1月

岩手県ふるさと振興部



## 6 高等学校（通信制を除く）

### (1) 学校数

学校数は、79校で、前年度と同数であった。

課程別にみると、全日制70校、定時制3校、全日制定時制併置6校となっている。

表21 設置者別高等学校数の推移

年度	計				公 立				私 立			
	計	全日制	定時制	併置	計	全日制	定時制	併置	計	全日制	定時制	併置
H23	82	71	3	8	69	58	3	8	13	13	—	—
H24	81	72	3	6	68	59	3	6	13	13	—	—
H25	81	72	3	6	68	59	3	6	13	13	—	—
H26	81	72	3	6	68	59	3	6	13	13	—	—
H27	81	72	3	6	68	59	3	6	13	13	—	—
H28	80	71	3	6	67	58	3	6	13	13	—	—
H29	80	71	3	6	67	58	3	6	13	13	—	—
H30	80	71	3	6	67	58	3	6	13	13	—	—
R1	80	71	3	6	67	58	3	6	13	13	—	—
R2	79	70	3	6	66	57	3	6	13	13	—	—
R3	79	70	3	6	66	57	3	6	13	13	—	—
対前年度 増 減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—

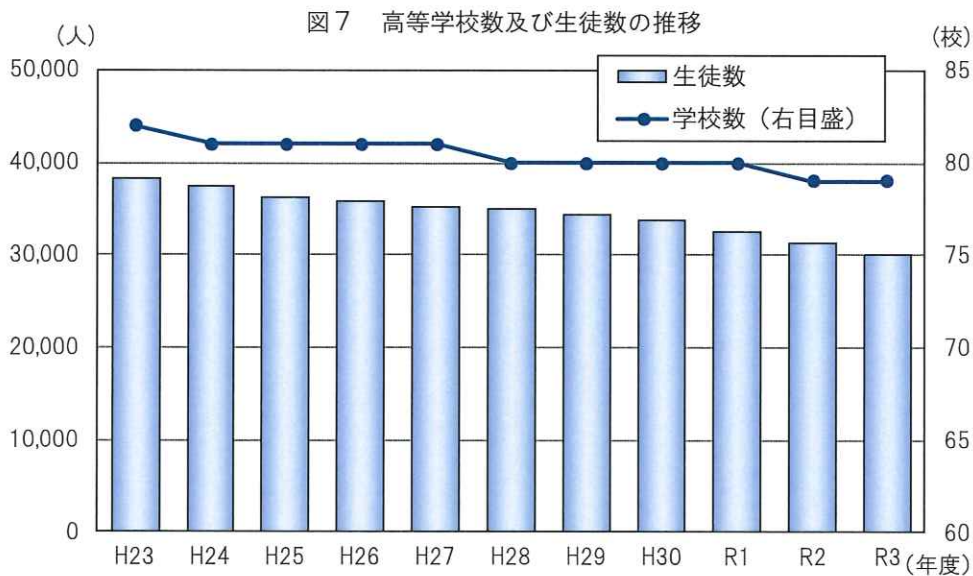
### (2) 生徒数

生徒数は、29,980人（男15,150人、女14,830人）で、前年度に比べ1,249人減少した。

学科別にみると、普通科が19,100人（生徒数に占める割合63.7%）で最も多く、次いで工業科2,977人（同9.9%）、総合学科2,818人（同9.4%）などとなっている。

表22 男女別、学科別生徒数の推移

年度	計	男女別		学 科 別										総合
		男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他		
H23	38,374	19,480	18,894	23,653	1,610	4,072	3,067	309	733	242	75	640	3,973	
H24	37,533	19,054	18,479	23,011	1,610	4,033	2,970	316	735	242	74	583	3,959	
H25	36,252	18,479	17,773	22,244	1,588	3,837	2,856	297	726	246	87	585	3,786	
H26	35,879	18,197	17,682	22,056	1,591	3,814	2,751	280	740	242	82	606	3,717	
H27	35,313	17,913	17,400	21,794	1,521	3,682	2,741	142	769	252	84	679	3,649	
H28	35,110	17,905	17,205	21,650	1,472	3,718	2,758	141	739	245	69	657	3,661	
H29	34,446	17,485	16,961	21,324	1,423	3,584	2,753	121	723	248	56	635	3,579	
H30	33,689	17,033	16,656	20,873	1,408	3,563	2,675	104	698	249	52	613	3,454	
R1	32,580	16,501	16,079	20,368	1,386	3,434	2,577	80	646	251	45	525	3,268	
R2	31,229	15,862	15,367	19,669	1,262	3,232	2,541	77	580	232	53	538	3,045	
R3	29,980	15,150	14,830	19,100	1,158	2,977	2,430	76	602	236	55	528	2,818	
対前年度 増 減	▲ 1,249	▲ 712	▲ 537	▲ 569	▲ 104	▲ 255	▲ 111	▲ 1	22	4	2	▲ 10	▲ 227	
構成比	100.0	50.5	49.5	63.7	3.9	9.9	8.1	0.3	2.0	0.8	0.2	1.8	9.4	



(3) 教職員数 (本務者)

教員数は、2,889人(男1,956人、女933人)で、前年度に比べ32人減少した。

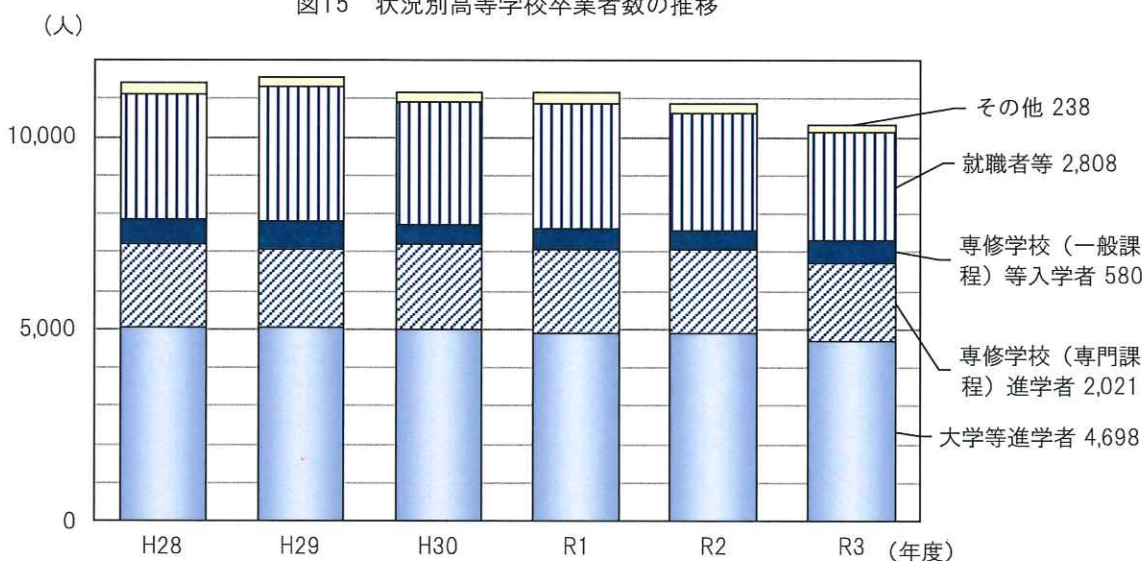
職員数は、638人(男428人、女210人)で、前年度と同数であった。

表23 男女別本務教職員数の推移

(単位：人、%)

年度	本務教員数			本務職員数		
	計	男	女	計	男	女
H23	3,159	2,241	918	708	506	202
H24	3,109	2,200	909	702	493	209
H25	3,099	2,183	916	695	488	207
H26	3,091	2,156	935	685	484	201
H27	3,086	2,147	939	682	476	206
H28	3,067	2,118	949	677	479	198
H29	3,029	2,082	947	661	460	201
H30	3,010	2,070	940	662	456	206
R1	2,988	2,055	933	661	452	209
R2	2,921	1,990	931	638	441	197
R3	2,889	1,956	933	638	428	210
対前年度 増減	▲ 32	▲ 34	2	0	▲ 13	13
構成比	100.0	67.7	32.3	100.0	67.1	32.9

図15 状況別高等学校卒業生数の推移



(2) 大学等進学者数

大学等進学者数は、4,698人(男2,243人、女2,455人)で、前年度に比べ215人減少した。

進学率(大学等進学者の卒業者に占める割合)は、45.4%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

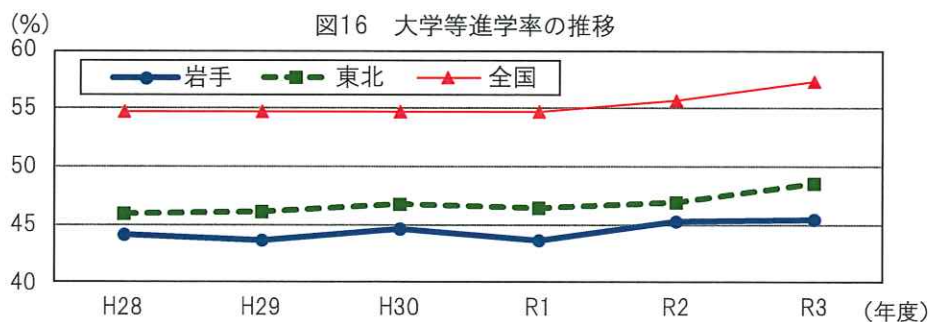
全国平均の57.4%に比べると、12.0ポイント下回っている。

また、男女別の進学率は、男42.7%、女48.3%となっている。

表35 大学等進学率の推移

年度	岩手			青森	宮城	秋田	山形	福島	東北六県平均	全国平均
	計	男	女							
H28	44.2	41.4	47.1	43.7	49.5	44.6	44.9	45.7	45.9	54.7
H29	43.6	40.2	47.1	44.6	49.3	45.3	45.3	45.7	46.0	54.7
H30	44.6	41.2	48.1	46.9	49.3	45.3	45.3	46.3	46.7	54.7
R1	43.7	39.9	47.8	46.2	49.6	45.4	44.6	45.8	46.3	54.7
R2	45.2	42.6	47.8	46.6	50.0	45.0	46.1	45.8	46.8	55.8
R3	45.4	42.7	48.3	49.4	51.8	48.1	46.4	47.7	48.6	57.4
対前年度 増減	0.2	0.1	0.4	2.7	1.9	3.2	0.3	1.9	1.7	1.6

図16 大学等進学率の推移



【資料14】シラバス(救急救命シミュレーションV)

授 業 概 要

授業科目名	ナンバリング	配当学年・時期	必修・選択	単位数	時間数	授業回数
救急救命シミュレーションV	6C-1605	3年・後期	必修	1単位	30時間	15回
授業形態	アクティブ・ラーニング		担当者の実務経験	授業担当者		
演習	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 学外連携:有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	○立岡伸章・中川貴仁・若松淳 釜菴一正・越前茂宜・荒谷雄幸		

【授業の目的】

消防署で救急隊員及び救助隊員としての勤務経験があり、救急救助資器材の取り扱いや現場活動について知識を有している。この経験を活かして、救急救助資器材の使用手法や実践的な救急救助活動について授業

【授業の到達目標】

1. 救急救助の場面で必要な基本的なロープ結索の方法について学び、演習をすることによりできるようになる。
2. 各種救急救助資器材などの取り扱いについて学び、演習をすることにより安全に使用できるようになる。
3. 大規模災害時等における、実際の救急救助活動について学び、演習をすることにより救急救助活動ができる

回	テーマ	主な授業内容	授業方法	担当
1	ロープ結索	本結び、巻き結び、もやい結び、プルージック結び	演習	立岡
2	ロープ結索	二重もやい結び、三重もやい結び、コイル巻きもやい結び、座席	演習	立岡
3	ロープ降下訓練	USAR棟模擬半壊家屋屋上からのロープ降下	演習	立岡
4	救助資器材の取り扱い	エンジンカッター、チェーンソー、ハツリ	演習	中川
5	救助資器材の取り扱い	空気呼吸器、三連梯子	演習	中川
6	救助資器材の取り扱い	スケッドストレッチャー、バスケットストレッチャー、	演習	中川
7	救急救助基礎技術	指揮本部設置と運営、無線機取り扱い	演習	若松
8	救急救助基礎技術	瓦礫の下の医療(心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液)	演習	若松
9	救急救助基礎技術	瓦礫の下からの救急救助活動	演習	若松
10	救急救助基礎技術	車両からの救急救助活動	演習	釜菴
11	救急救助基礎技術	高所からの救急救助活動	演習	釜菴
12	救急救助基礎技術	雪上での救急救助活動	演習	荒谷
13	救急救助基礎技術	大規模災害時の活動(地震・津波)	講義	荒谷
14	救急救助総合演習	大規模災害時の活動(水害)	講義	越前
15	救急救助総合演習	大規模災害時の活動の実際	演習	越前

【関連する科目】

解剖学、生理学、病院前救急医学概論、病院前救急救命処置概論、救急症候・病態生理学ⅠⅡⅢⅣ、疾病救急医学ⅠⅡⅢⅣ、外傷学ⅠⅡ、災害医療、救急救命シミュレーションⅠⅡⅢⅣⅤ、救急救命実践演習ⅠⅡⅢ、臨床実習、救急用自動車同乗実習

【準備学修(予習・復習)】

各疾患等の病態・整理について予習、復習をしておくこと。  
使用資器材の名称、取扱の基本を理解しておくこと。

【使用テキスト】

救急救命士標準テキスト:救急救命士テキスト編集委員会、へるす出版、改訂第10版。  
救急処置スキルブック上巻・下巻:田中秀治総監修、晴れ書房、新訂第2版。  
JPTECガイドブック:一般社団法人JPTEC協議会、へるす出版、改訂第2版補訂版。

【参考文献】

PHTLS:Trauma First Response(JONES & BARTLETT PUBL INC/Naemt)  
AMLS日本語版 観察に基づいたアプローチ(へるす出版)

【成績評価の方法および基準】

演習における参加態度と実技の達成度評価(優40点・良20点・可10点・不可0点)40%、定期試験60%とする。  
定期試験は100点満点×0.6で評定し、達成度評価と定期試験の点数を合計し、その合計点数が60点以上で単位認定する。

【授業方針や課題(試験・レポート等)に関するフィードバック 他】

実技試験結果は採点后に直接本人に講評をおこなう。また、模範となる演習実技と正答を解説する。  
定期試験の講評・解説を行う。問題は返却しない。

## 【資料15】活動実績

### ■救急救命学科オープンキャンパス参加者 都道府県別（のべ人数）

	青森県	秋田県	岩手県	北東北3県計	北海道	宮城県	茨城県	新潟県	他都道府県計	合計
2020年度	41	6	3	50	1	3			4	54
2021年度	54	4	2	60			1	1	2	62
2022年度	56	8	8	72	1	3			4	76
計	151	18	13	182	2	6	1	1	10	192

### ■高校進路指導担当者向け 入試説明会 参加高校数

	会場	青森県	秋田県	岩手県	計
2020年度	本学会場	21	1	0	22
2021年度	本学会場	33	0	0	33
2022年度	本学会場	27	0	0	27
	秋田会場	0	1	0	1
計		81	2	0	83

## 救急救命学科 学生募集活動一覽(2020-2022年度)

### 模擬授業

	予定件数	中止件数	参加件数	参加人数
2020年度	0	0	0	
2021年度	12	5	7	102
2022年度	12	0	12	359

### 進路ガイダンス

	予定件数	中止件数	参加件数	参加人数
2020年度	0	0	0	
2021年度	42	12	30	311
2022年度	37	2	35	483

### 進学説明会

	予定件数	中止件数	参加件数	参加人数
2020年度	0	0	0	
2021年度	36	8	28	374
2022年度	35	4	31	207

応急手当普及講習学生講師派遣実績一覧

2019年4月~2023年3月

年度	派遣依頼先	講習内容
平成31年 令和元年	弘前市立第一中学校	普通救命講習   211名
	板柳町立板柳中学校	普通救命講習   111名
	弘前市立第二中学校	普通救命講習   142名
	東奥義塾高等学校	普通救命講習   255名
	青森県立板柳高等学校	普通救命講習   29名
	弘前市消防団第一方面団	上級救命講習 70名
	青森県立弘前高等学校	救命入門コース 80名
	弘前市立第五中学校	普通救命講習   143名
	弘前大学教育学部附属中学校	普通救命講習   164名
令和2年	青森県立弘前実業高等学校	普通救命講習   288名
令和3年	弘前市立第二中学校	普通救命講習   135名
	東奥義塾高等学校	普通救命講習   196名
	弘前市立津軽中学校	普通救命講習   96名
	弘前大学教育学部附属中学校	普通救命講習   126名
	弘前大学教育学部附属中学校	普通救命講習   164名
	弘前市立第三中学校	普通救命講習   117名
令和4年	弘前市立第四中学校	普通救命講習   150名
	弘前市立第一中学校	普通救命講習   191名
	弘前市立第二中学校	普通救命講習   121名
	防災士養成講座	普通救命講習   30名
	防災士養成講座	普通救命講習   12名
	2022年土手町カルチャロード	救命手当体験コース300名
	藤崎町立明德中学校	普通救命講習   41名
	弘前市立第五中学校	普通救命講習   113名
	弘前大学教育学部附属中学校	普通救命講習   128名
	平川市立平賀西中学校	普通救命講習   108名
	藤崎町立明德中学校	普通救命講習   42名
	青森県立弘前実業高等学校	普通救命講習   235名
	平川市立尾上中学校	普通救命講習   63名
	青森県立弘前実業高等学校	普通救命講習   236名



活動実績(令和2年~令和5年)				
	実施年月日	参加事業名(施設行事名)	主催者団体	開催施設
1	R2.10.11	田舎館村防災訓練(傷病者役)	田舎館村	田舎館村立田舎館中学校
2	R3.1.31	大王を作ろう!(運営補助)	ひろさきアフタースクール	ヒロロ3階 健康ホール
3	R3.2.5	Withコロナと災害ボランティア(救命講習)	弘前大学	弘前大学創立50周年記念館
4	R3.3.29	春休みパワーアップ教室(救命講習)	NPO法人スポネット弘前	ヒロロ4階 弘前市民文化交流館ホール
5	R3.7.16	防災士養成講座普通救命講習Ⅰ(救命講習)	弘前地区消防事務組合	弘前医療福祉大学
6	R3.7.17	防災士養成講座普通救命講習Ⅰ(救命講習)	弘前地区消防事務組合	弘前医療福祉大学
7	R4.9.7	弘前市立明德中学校救命講習(救命講習)	弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科	弘前市立明德中学校
8	R3.9.21	柴田学園大学教職員研修会(救命講習)	弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科	柴田学園大学
9	R3.10.2	スポGOMI大会in弘前(運営補助)	弘前市環境課 NPO法人スポネット弘前	弘前市観光館 追手門広場
10	R3.11.3	弘前市内の小学校5.6年生を対象とした防災救急教室(主催)	弘前医療福祉大学短期大学部救急救命研究会	弘前医療福祉大学
11	R4.1.9	小比内町会餅つき大会(運営補助)	弘前市小比内町会	小比内農業研修会館
12	R4.5.5	防災フェスタin弘前市運動公園(ブース出展)	公益財団法人弘前市スポーツ協会	弘前市運動公園
13	R4.6.18	スポーツ日の丸キッズ東北小学生柔道大会(運営補助)	青森県柔道協会 一般社団法人スポーツ日の丸キッズ協会	青森県武道館
14	R4.7.16	弘前市防災マイスター養成講座普通救命講習Ⅰ(救命講習)	弘前地区消防事務組合	弘前医療福祉大学
15	R4.8.8	令和4年8月豪雨(災害復旧ボランティア)	弘前市りんご課	弘前市三世寺地区
16	R4.8.20	令和4年8月豪雨(災害復旧ボランティア)	弘前市りんご課	弘前市三世寺地区
17	R4.8.21	令和4年8月豪雨(災害復旧ボランティア)	弘前市りんご課	弘前市三世寺地区
18	R4.8.22	令和4年8月豪雨(災害復旧ボランティア)	弘前市りんご課	弘前市三世寺地区
19	R4.8.23	令和4年8月豪雨(災害復旧ボランティア)	弘前市りんご課	弘前市三世寺地区
20	R4.9.18	土手町カルチャーロード(ブース出展)	下土手町商店街振興組合	土手町通り
21	R4.9.24	令和4年8月豪雨(災害復旧ボランティア)	弘前市りんご課	弘前市三世寺地区
22	R4.9.25	令和4年8月豪雨(災害復旧ボランティア)	弘前市りんご課	弘前市三世寺地区
23	R4.10.2	第20回弘前・白神アップルマラソン(救護補助)	弘前・白神アップルマラソン組織委員会	弘前市観光館 追手門広場
24	R4.10.22	防災士養成講座普通救命講習Ⅰ(救命講習)	弘前地区消防事務組合	弘前医療福祉大学
25	R4.10.23	防災士養成講座普通救命講習Ⅰ(救命講習)	弘前地区消防事務組合	弘前医療福祉大学
26	R4.10.30	救急・防災普及啓発ボランティア(ブース出展)	公益財団法人青森県消防協会	えきどてプロムナード 弘前駅前
27	R4.11.23	日本認知症グループホーム協会青森県支部大会(運営補助)	日本認知症グループホーム協会青森県支部事務局	弘前医療福祉大学
28	R4.11.26	救急救命士の業務体験ボランティア(主催)	弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科	弘前医療福祉大学
29	R5.1.8	小比内町会餅つき大会(運営補助)	弘前市小比内町会	小比内農業研修会館
30	R5.1.29	大王を作ろう!(運営補助)	ひろさきアフタースクール	ヒロロ3階 健康ホール
31	R5.2.4	冬の球場アート2023 受付・案内(運営補助)	弘前観光コンベンション協会	弘前市運動公園はるか夢球場
32	R5.2.5	冬の球場アート2023 受付・案内(運営補助)	弘前観光コンベンション協会	弘前市運動公園はるか夢球場
33	R5.3.23	第一生命株式会社青森支店社員研修会(救命講習)	弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科	弘前第一生命ビルディング
34	R5.5.5	はるか夢球場防災フェスタ(ブース出展)	公益財団法人弘前市スポーツ協会	弘前市運動公園



# 学生便覧

# 2023

救急救命学科  
口腔衛生学科

弘前医療福祉大学短期大学部

# I 本学の概要 Outline of HUHWC

## 1. 建学の精神

弘前医療福祉大学短期大学部は、弘前城東学園の建学の理念である「ホスピタリティー精神(厚遇と慈愛)」を基盤とし、未来を担う人間性豊かな質の高い専門資格を有する人材を育成することで地域社会と国民の福祉に貢献します。

## 2. 教育の目的

本学は、教育基本法及び学校教育法並びにホスピタリティー精神に基づき、専門的な知識・技術を教授研究し、幅広く深い教養と総合的な判断力をもって広く国民の福祉の向上と社会の発展に寄与できる人間性豊かな人材を育成することを目的とします。

## 3. 教育研究上の目的

### 《救急救命学科における人材育成及び教育研究上の目的》

1. 人間の尊厳を基盤とし、社会人基礎力を身につけた人材を育成する。
2. 救命・救助にかかわる正しい知識と技術を身につけた人材を育成する。
3. 救命・救助について主体的に学び、関連職種と連携・活動できる人材を育成する。
4. プレホスピタルケアの先端で活動できる救急救命士としての救急医療技術のみならず、人命捜索、要救助者の搬出・救助、観察・保護・医療処置など、多種類の救急救命シミュレーションを通して実践力を養う。

### 《口腔衛生学科における人材育成及び教育研究上の目的》

1. 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応できる人材。
2. 豊かな人間性と幅広い知識・技能を有し、高い医療倫理観を持つ人材。
3. 生涯研修の重要性を理解し、科学的思考力に基づいた的確な判断ができる人材。
4. 地域包括ケアシステムにおける多職種連携に対応できる人材。
5. 歯科衛生士として求められる「歯科医療における多様な診療補助技能」ばかりでなく、地域の各種口腔保健活動にも積極的に参画できる知識や協調性のある社会的態度を修得させる。

## 4. 学習成果

短期大学全体としての建学の精神ならびに教育の目的に基づき、学生が身につけるべき学力や資質を学習成果と定めている。

本学の教育目的の骨子は、ホスピタリティー精神に基づき、広く国民の福祉の向上と社会発展に寄与できる人間性豊かな人材の育成にある。次に示す、本学全体としての3つの学習成果は、教育目的に則った学習を進めることにより獲得できる成果である。また、学習成果の到達点は国家試験合格ではなく、それ以後の社会人として地域に貢献できる人づくりにある。

## 弘前医療福祉大学短期大学部

1. 国家試験合格を目指し、専門的知識と技術を身につける。
2. ホスピタリティー精神を基盤とした豊かな人間性と教養を身につける。
3. 地域に貢献しようとする姿勢と社会人基礎力を身につける。

また、各学科においても、上述の短大全体としての学習成果に沿いつつ、それぞれの学科における教育目的に合わせて身につけさせる、独自の学習成果を定めている。

### 《救急救命学科》

1. 救急救命士国家試験合格を目指し、専門的知識と技術を身につける。
2. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と総合的な判断力を身につける。
3. 救急救命に必要なコミュニケーション技術を身につける。
4. 医療従事者として求められる医学知識を修得する。
5. 豊かな人間性と社会人基礎力および地域社会に貢献する姿勢を身につける。
6. 救急救命士として、病院前救護の現場において安全で的確な高い実践力を身につける。

### 《口腔衛生学科》

1. 歯科衛生士国家試験合格を目指し、専門的知識と技術を身につける。
2. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と総合的な判断力を身につける。
3. 口腔保健ニーズに対応するために必要な医療人としての高い倫理観と豊かな人間性を身につける。
4. 口腔ケアの実践に必要なコミュニケーション力および多職種と連携する力を身につける。
5. 生涯を通じて学び続ける基礎能力と研究力を身につける。
6. 歯科衛生士として地域社会に貢献する姿勢と、高い実践力を身につける。

## 5. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

弘前医療福祉大学短期大学部では、建学の精神を基本理念としつつ、学則第1条に定める人材を育成することを目的としている。

この目的のもと、本学の教育課程を修め、所定の単位修得条件を満たすことおよび以下の能力・資質を身につけた者に対して「短期大学士」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 専攻する分野の専門的知識と技術を身につけ、総合的な判断力を有し地域社会に貢献できる。
3. 多様な視点からものごとを考え理解し、課題解決に向けて学び続けることができる。

### 《救急救命学科》

救急救命学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（救急救命学）」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を身につけ、幅広い教養と知識を活用する能力を備えている。
2. 他職種と連携したチーム医療を実践できる協調性とリーダーシップを身につけている。
3. 救急救命士としての専門的知識と技術を習得し、地域社会に貢献できる。
4. 救急現場において、迅速・的確に対応できる総合的な判断力及び体力を身につけている。

### 《口腔衛生学科》

口腔衛生学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「短期大学士（口腔衛生学）」の学位を授与する。

1. ホスピタリティー精神を基盤とした倫理観と幅広い教養を備え、口腔保健活動へ積極的に参画できる協調性のある社会的態度と能力を修得している。
2. 歯科医療の専門的知識・技術・態度を備え、臨床応用する能力を修得している。
3. 地域医療・福祉活動における多職種連携に対応できる技能を修得している。

## 6. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

弘前医療福祉大学短期大学部では、教育目的、卒業認定・学位授与または修了認定・修了証書授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる専門的知識や技能と活用力およびホスピタリティー精神を学生に修得させるため、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」を体系的に編成し、講義・演習・実技・実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

### 《救急救命学科》

救急救命学科では、救急救命学に関する知識を実際に生かせるような創造力・統合力・問題解決力の習得を目指しています。

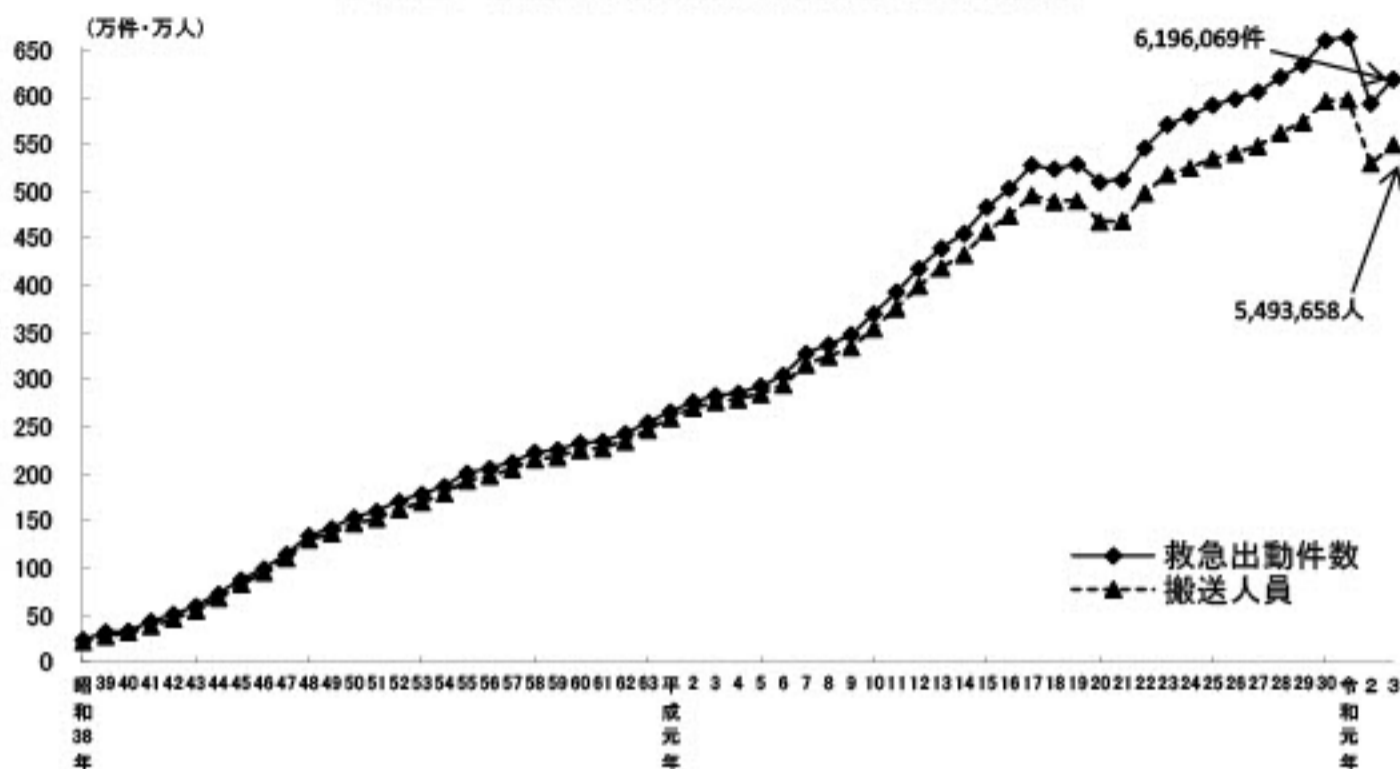
1. ホスピタリティー精神を基盤に、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性とともに社会福祉・社会保障に関する基本的な知識を育むために、「人間の理解」、「社会の理解」、「豊かな生活」、「外国語」を柱とした基礎科目群を1年次及び2年次に開設する。
2. 医療従事者として求められる専門的医学知識を身につけるために、「医学概論」、「解剖学」、「生理学」、「法医学」等の専門基礎科目群を1年次及び2年次に開設する。
3. 救急救命士に必要な高度な知識と技術を習得するために、「救急医学概論」、「救急症候・病態生理学」、「疾病救急医学」、「外傷学」等の専門科目群を基礎科目群、専門基礎科目群と並行して開設する。
4. 高い実践力を養うために、「救急救命シミュレーション」を1年次から3年次にかけて開設する。また、学内での講義・演習で得た知識・技術を体験して修得させるため「臨床実習」、「救急用自動車同乗実習」を3年次に開設する。

### 《口腔衛生学科》

口腔衛生学科では、口腔衛生学に関する知識を実際に生かせるような創造力・統合力・問題解決力の習得を目指しています。

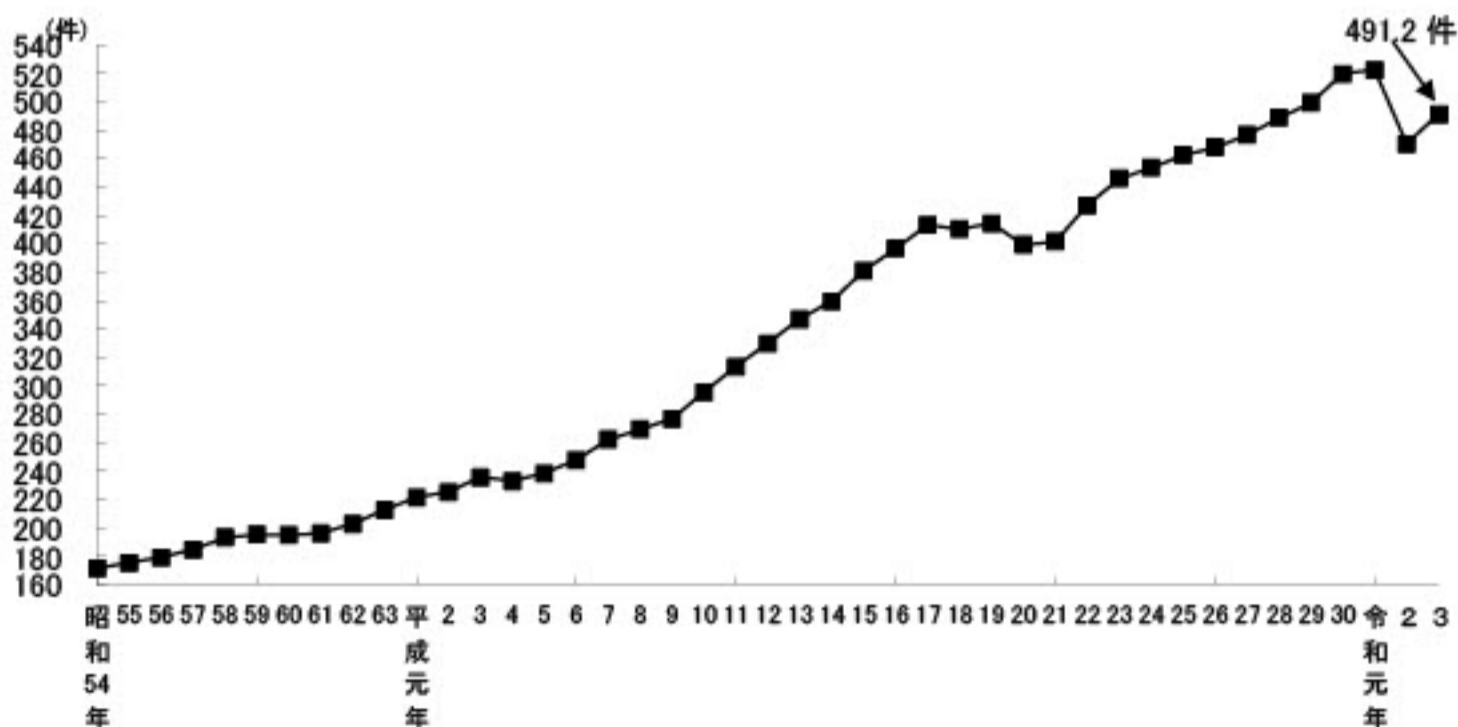
1. 幅広い教養と豊かな人間性を涵養し、生命科学や公衆衛生・社会保障制度を学ぶ科目を配置する。
2. 人体と口腔の構造と機能、基礎医学と多職種連携のための基礎的知識を学ぶ科目を配置する。
3. 歯科衛生士に必要な歯科医療の専門的知識と診療補助技術・態度を修得する科目を配置する。
4. 多職種連携・協働のための実践的な知識・技術・態度を修得する科目と臨地実習を配置する。

第16図 救急出動件数及び搬送人員の推移



令和3年中の消防防災ヘリコプターを含む救急出動件数 619万6,069件について、人口1万人当たりの平均救急出動件数は491.2件である。救急自動車のみでは619万3,581件となっている。救急自動車のみを都道府県別にみると、東京都の74万8,542件が最も多く、鳥取県の2万6,142件が最も少なくなっている（第17図、別表3参照）。

第17図 人口1万人当たりの平均救急出動件数の推移



- (注) 1 各年とも1月から12月までの数値である。  
 2 平均救急出動件数は、管轄市町村の救急出動件数から、それぞれ直近の国勢調査人口（確定値）による管轄人口を基準に算出した値である。



## (2) 年齢区分別の搬送人員

### 1. 年齢区分別の搬送人員の概要

令和3年中の救急自動車による搬送人員のうち、最も多い年齢区分は高齢者339万9,802人(61.9%)、続いて成人170万7,782人(31.1%)、乳幼児21万962人(3.8%)となっている。年齢区分別の搬送人員について、前年と比較すると、いずれの区分においても増加している(第29表、第30図参照)。

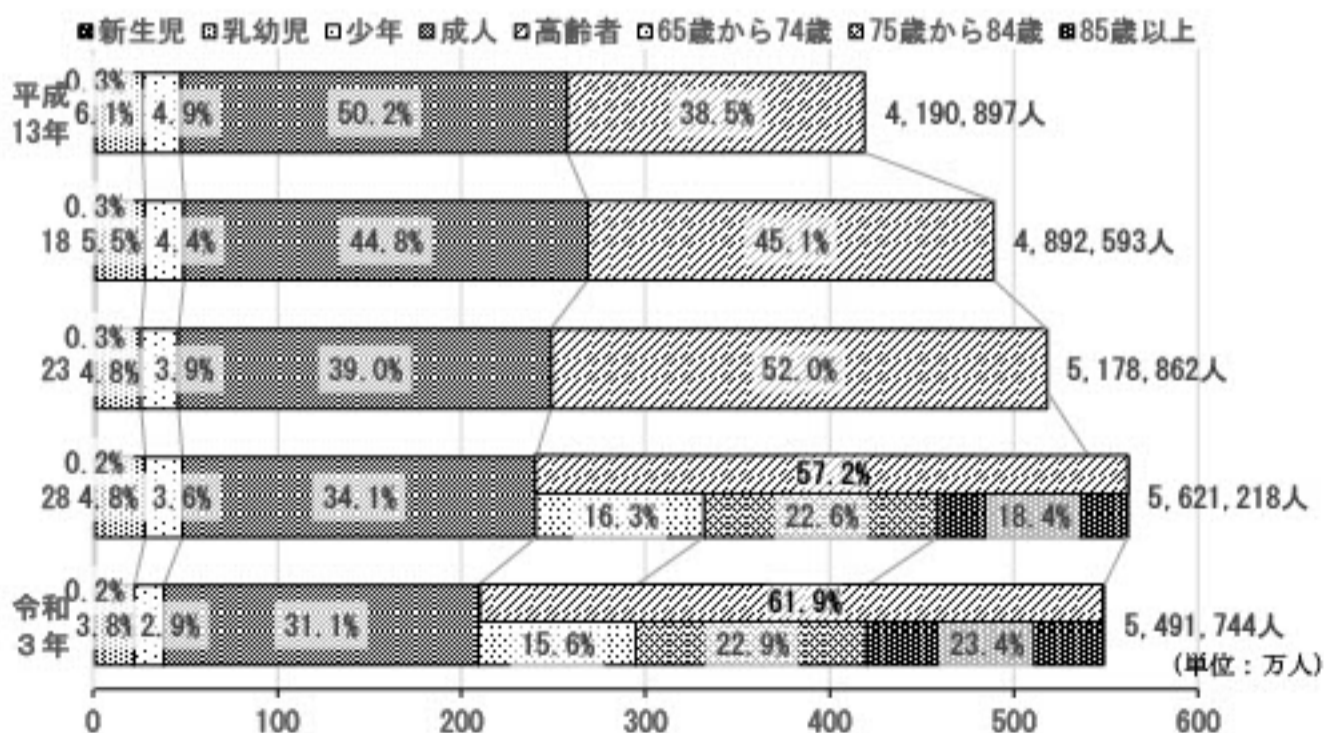
年齢区分別の搬送人員の構成比について、過去からの推移をみると、高齢者の占める割合は増加傾向にある(第30図参照)。

第29表 年齢区分別の搬送人員対前年比 (単位：人)

年齢区分	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
新生児	12,303	0.2	12,180	0.2	123	1.0
乳幼児	210,962	3.8	177,317	3.3	33,645	19.0
少年	160,895	2.9	150,469	2.8	10,426	6.9
成人	1,707,782	31.1	1,655,061	31.3	52,721	3.2
高齢者	3,399,802	61.9	3,298,803	62.3	100,999	3.1
うち、65歳から74歳	857,296	15.6	837,065	15.8	20,231	2.4
うち、75歳から84歳	1,257,394	22.9	1,264,795	23.9	▲7,401	▲0.6
うち、85歳以上	1,285,112	23.4	1,196,943	22.6	88,169	7.4
合計	5,491,744	100	5,293,830	100	197,914	3.7

(注) 割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

第30図 年齢区分別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



- 割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。
- 東日本大震災の影響により、平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。

【資料18】卒業生就職動向調査

弘前医療福祉大学短期大学部救急救命学科 卒業生動向調査表

	1期生	2期生	3期生	4期生	5期生	6期生	合計	%
卒業生合計（人）	33	35	43	31	33	40	215	100
青森県内就職者	27	18	21	22	22	25	135	62.8
うち消防機関就職	10	9	6	12	12	16	65	48.1
県内外消防機関全体	14	21	26	17	25	25	128	59.5
医療機関就職者	1	3	3	1	2	6	16	7.4
消防機関就職率（%）	42.4	60	60	54.8	75.6	62.5		
3期平均（%）			54.1			64.3		

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	シゲノ ハシメ 下田 肇 <令和5年4月>		医学博士		<ul style="list-style-type: none"><li>・学校法人弘前城東学園理事長 (平成29年3月～令和9年3月)</li><li>・弘前医療福祉大学学長 (平成23年4月～令和9年3月)</li><li>・弘前医療福祉大学短期大学長 (令和3年4月～令和7年3月)</li></ul>



## 審査意見への対応を記載した書類（9月）

（目次） 弘前医療福祉大学短期大学部 救急救命学科

1. 「収容定員の充足状況」に記載された既設の救急救命学科の収容定員充足率について、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第1項第3号に規定する基準を満たしていないことから、改めて収容定員充足率による規定を満たしていることを説明するか、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和5年文部科学省告示第52号）による経過措置を踏まえた平均入学定員超過率による規定を満たすことについて、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1. 「収容定員の充足状況」に記載された既設の救急救命学科の収容定員充足率について、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」(平成 15 年文部科学省告示第 45 号) 第 1 条第 1 項第 3 号に規定する基準を満たしていないことから、改めて収容定員充足率による規定を満たしていることを説明するか、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」(令和 5 年文部科学省告示第 52 号) による経過措置を踏まえた平均入学定員超過率による規定を満たすことについて、明確に説明すること。

(対応)

この度の申請にあたって「収容定員の充足状況」に記載しました、既設の救急救命学科の令和 5 年 5 月 1 日現在の学生数に、「修業年限超過学生」が 1 名含まれておりました。

この「修業年限超過学生」の 1 名については、2019 (令和元) 年 4 月に入学後、2020 (令和 2) 年 2 年次後期の必修科目を修得できず、2021 (令和 3) 年 3 年次前期に休学しています。2021 (令和 3) 年後期に復学しましたが、2020 (令和 2) 年 2 年次後期の必修科目を修得できず、2022 (令和 4) 年 3 年次 (超過 1 年目) 前期を休学し、後期に 2 年次再履修科目及び 3 年次後期科目を修得しました。2023 (令和 5) 年 3 年次 (超過 2 年目) 前期に実習を終え、卒業要件を満たしたため、2023 (令和 5) 年 9 月 8 日開催の教務委員会において、単位認定・卒業判定を審議しました。その結果、卒業要件を満たしていることが認められることから、9 月 20 日に開催される教授会に本案件を提案することになりました。審議の上、承認後、当該学生は 9 月に卒業することになります。

以上の状況により、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」(平成 15 年文部科学省告示第 45 号) 第 1 条第 2 項の規定に基づき、修業年限超過学生であって修業年限を超えて在籍する期間が二年以内のもの数を控除することから、「学生数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)」を 121 名から 120 名、「収容定員充足率」を 1.15 から 1.14 へ是正するものです。また、基本計画書の項目「既設大学等の状況」の「定員超過率」の箇所も修正いたします。

(新旧対照表)「収容定員の充足状況」

新

大学・学部名等	収容定員	学生数 (令和5年5月1日現在)	収容定員 充足率	備考
弘前医療福祉大学短期大学部 救急救命学科	105	121 《120》	1.15 《1.14》	
口腔衛生学科	60	41	0.68	令和4年4月開学

旧

大学・学部名等	収容定員	学生数 (令和5年5月1日現在)	収容定員 充足率	備考
弘前医療福祉大学短期大学部 救急救命学科	105	<u>121</u>	<u>1.15</u>	
口腔衛生学科	60	41	0.68	令和4年4月開学

(新旧対照表) 基本計画書(別記様式第2号(その1の1))(3頁「既設大学等の状況」)

新

既設大学等の状況	大学の名称	弘前医療福祉大学短期大学部							
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所在地
		年	人	年次 人	人		倍		
	救急救命学科	3	35	—	105	短期大学士 (救急救命学)	1.14	平成 26年度	青森県弘前市大字小比内 三丁目18番地1 青森県弘前市大字扇町 二丁目5番
	口腔衛生学科	3	30	—	90	短期大学士 (口腔衛生学)	0.68	令和 4年度	

旧

既設大学等の状況	大学の名称	弘前医療福祉大学短期大学部							
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所在地
		年	人	年次 人	人		倍		
	救急救命学科	3	35	—	105	短期大学士 (救急救命学)	<u>1.15</u>	平成 26年度	青森県弘前市大字小比内 三丁目18番地1 青森県弘前市大字扇町 二丁目5番
	口腔衛生学科	3	30	—	90	短期大学士 (口腔衛生学)	0.68	令和 4年度	